南御蔵山地区まちづくり計画

資 料 編

2020 年 11 月 13 日　南御蔵山地区まちづくり協議会

目　次

御蔵山地域の最近の地形図と空中写真
御蔵山地域の開発前の地形図と空中写真
資料編のまえがき.....1
資料１　南御蔵山地区まちづくり協議会活動区域.....1
資料２　略史.....1
（１）宇治市の人口推移.....2
（２）御蔵山地区周辺の開発.....2
（３）最近における人口動態と社会の変化 ―年齢別人口の経年変化―.....4
（４）御蔵山とその周辺部の略史から.....5
資料３　南御蔵山自治会 住環境関係活動小史.....5
資料４　御蔵山小学校前の道路の車止め（緑地）およびその他の車止め.....8
資料５　医療少年院移転予定跡地の公共利用について要望書提出.....25
資料６　宅地面積制限について.....26
資料７　防災問題.....26
（１）斜面災害・土砂災害.....27
（２）地震災害.....27
（３）豪雨災害.....30
（４）災害緊急時と学校給食.....31
資料８　御蔵山小学校北門に隣接する土地について.....31
資料９　歴史・文化施設.....31
浄妙寺跡.....31
松殿山荘.....32
鴨長明方丈石（方丈跡）.....32
法界寺.....32
炭山工芸村.....33
頼政道.....33
木幡宇治陵.....34
木幡と万葉集.....34
御蔵山聖天.....35
日野誕生院.....35
謝 辞.....36

御蔵山地域の最近ならびに開発前の地図と空中写真

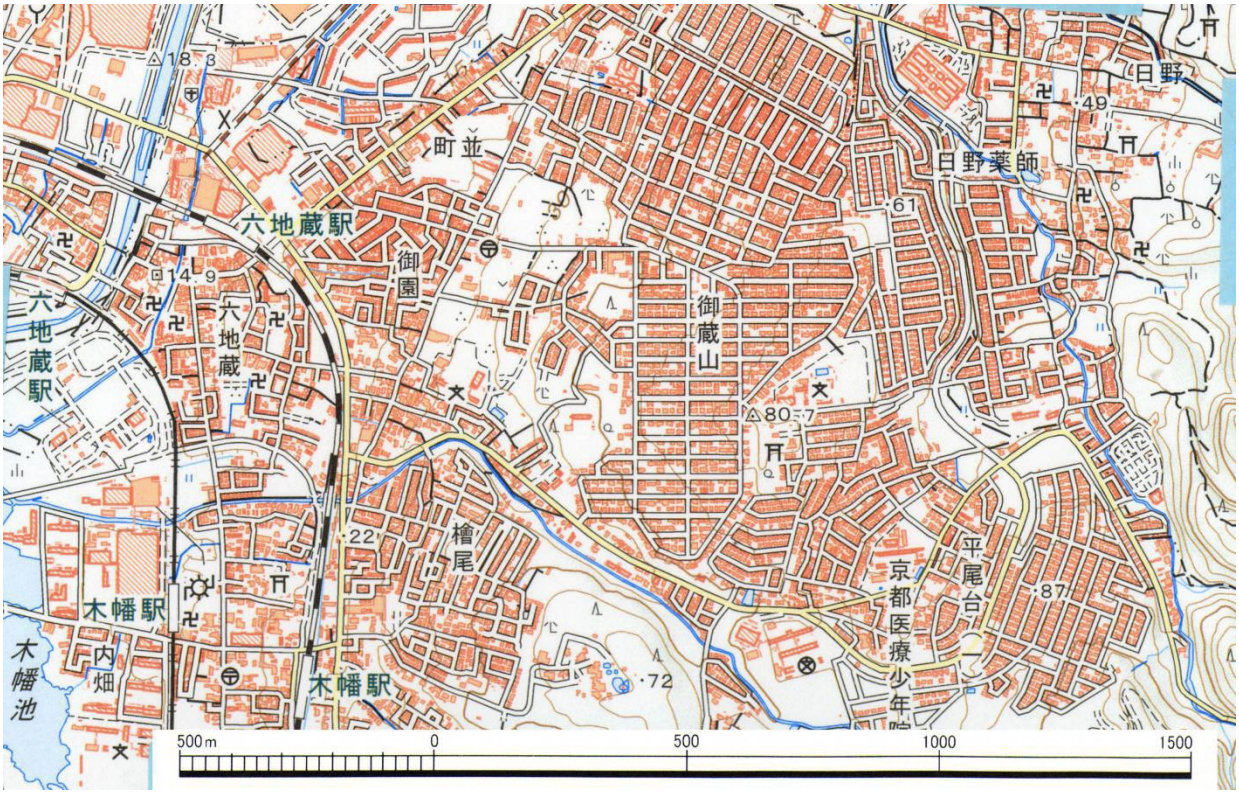

地形図 1　南御蔵山およびその周辺の現状（国土地理院 2 万 5 千分 1 地形図 2016 年 7 月 1 日発行 京都東南部）
（他の地図や写真と比較しやすいように 1:15,000 の縮尺に拡大した）

空中写真 1　南御蔵山地区およびその周辺の最近の空中写真（国土地理院、CKK-2008-1-C28B-17）
2008 年 5 月 7 日撮影。上の地図とほぼ同じ範囲を切り取って示す。

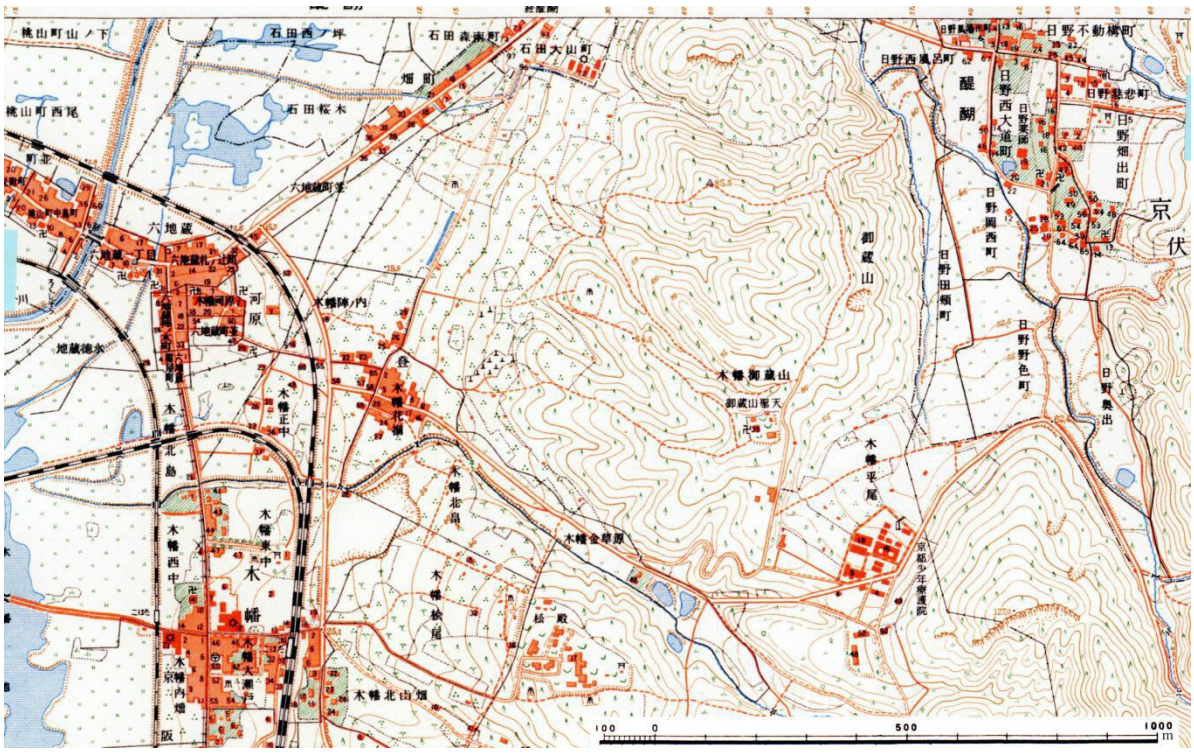

地形図 2 御蔵山地域開発前の状況（地理調査所 1:10,000 地形図 1955 年 2 月 28 日発行 こはた）
（他の地図や写真と比較しやすいように 1:15,000 の縮尺に縮小した）

空中写真 2 御蔵山地域開発前の空中写真（国土地理院、USA-M205-A-8-49)
1946 年 7 月 24 日撮影 上の地図とほぼ同じ範囲を切り取って示す。

資料編のまえがき

この資料編は、南御蔵山地区まちづくり計画案の根拠や背景を説明するために作成したものである。

まちづくり計画の一番重要な主人公は住民一人一人である。南御蔵山地区は、個性豊かな住民を多く輩出してきた。ここでは南御蔵山地区とその住民を取りまく社会的ならびに文化的な環境について記載したい。

本資料編は、補充・修正を要するところが多いと思っている。住民の皆様方により逐次改訂していっていただければ幸いである。

資料１．　南御蔵山地区まちづくり協議会活動区域

「南御蔵山地区まちづくり協議会規約」(南御蔵山自治会名簿所載) の第 6 条は以下のようである。＜第 6 条（行為を行おうとする区域）本協議会で、第 5 条に掲げる行為を行おうとする区域は、別添平面図に掲げる区域とする。ただし、まちづくり計画の策定時に応じ、その区域を変更することが出来る。＞

しかし、上記の「別添平面図に掲げる区域」が自治会名簿に添付されていない。自治会名簿の巻末には「南御蔵山住宅街見取図」が掲載されており、これが上記の「別添平面図」と一般に誤解されているおそれがある。2009（平成 21）年 8 月に宇治市より認定を受け、2019（平成 31）年 1 月に改定されている「南御蔵山地区まちづくり協議会活動区域」は「南御蔵山まちづくり計画」の末頁に示されている**図**のとおりである。

なお、この区域図において、御蔵山小学校の南側に接する道路は平尾町内会のもとにあるにもかかわらず、本区域に含まれていることが認められる。これについては本資料 4 の「資料 A08」に示されている、平尾町内会・南御蔵山自治会および南御蔵山地区まちづくり協議会の間で交わされている「平尾・南御蔵山道路協定書」に関連している。

資料 2　略 史

1960（昭和 35）年頃から名神高速道路の盛土材料を得るため当時松林・竹林や茶畑で覆われていた御蔵山丘陵が開削された。その土取り場の跡地を京阪電鉄が宅地として開発し、御蔵山住宅地が開かれた。当時既に高度成長が始まっており、社会の変貌はすさまじかった。その変貌を、宇治市の人口増と周辺地開発に見てみよう。

（1）宇治市の人口推移（宇治市史Ⅰ巻、p.133～143 参照）

戦後の人口の推移を 5 年ごとに見てみると、戦中・戦後はもとより、戦後においても、1960 年までは 5 年間に 10~20%の増加にとどまっていた。それが、1960 年を過ぎると急上昇に転じた。近畿圏における住宅開発の波が宇治市に強くその適地を求めたせいと考えられる。

すなわち、1960～65 年には宇治市の各地でめざましい住宅開発がなされ、人口が急増した。とりわけ御蔵山住宅地などの造成が進んでいる木幡地区は 167.5%の増加率（増分の前区分の人口に対する割合）を示した。1965~70 年の間でもほとんどの地区で 30%以上の増加率を示した。

これら宅地造成は、民間宅地業者による開発と、もう一つの形態は丘陵の末端部を開削して大団地を開発するもので、近畿土地の木幡御園団地、京阪電鉄の木幡御蔵山団地、専売公社と市開発公社による木幡南山団地、西日本土地開発による五ヶ庄広岡谷団地などがある。

この様な急激かつ大規模な開発が宇治市の人口急増をもたらしただけでなく災害深刻化の原因をももたらした。

（2）御蔵山地区周辺の開発

御蔵山地区の北西側には JR 六地蔵駅、地下鉄六地蔵駅、京阪六地蔵駅があり、それらの周辺部が宇治市都市計画マスタープランで「広域拠点」と位置づけられている。ちなみに、同マスタープランにおける「広域拠点」は六地蔵地区の他には大久保地区があり、また宇治市街地は「中枢拠点」と位置づけられている。この六地蔵駅周辺部とそれに連なる山科川周辺部は、現在、御蔵山地区住民の消費生活と交通を支える重要な地域となっている。その地域の開発の歴史を概観しよう。

1970 年あたりまでは宇治川右岸では集落や重要な茶園などの周りには不十分な堤防が設けられていたが、全体として堤防は連続しておらず、そのため六地蔵地域では度々浸水していた。**写真**は、六地蔵の永谷宗園近くの 1959（S34）年および 1961（S36）年における浸水の様子である。1959 年の写真には船が写っているが、この地域の住民は浸水時の船まで備えていたと思われる。

↑ **写真 1**　1961（昭和 36）年 10 月浸水、京阪六地蔵駅近くの永谷宗園付近、（「宇治の今昔」）、道路面の標高 14.6～14.7m

← **写真 2**　1959（昭和 34）年 9 月伊勢湾台風時の浸水、上と同じ永谷宗園付近（「宇治の今昔」）

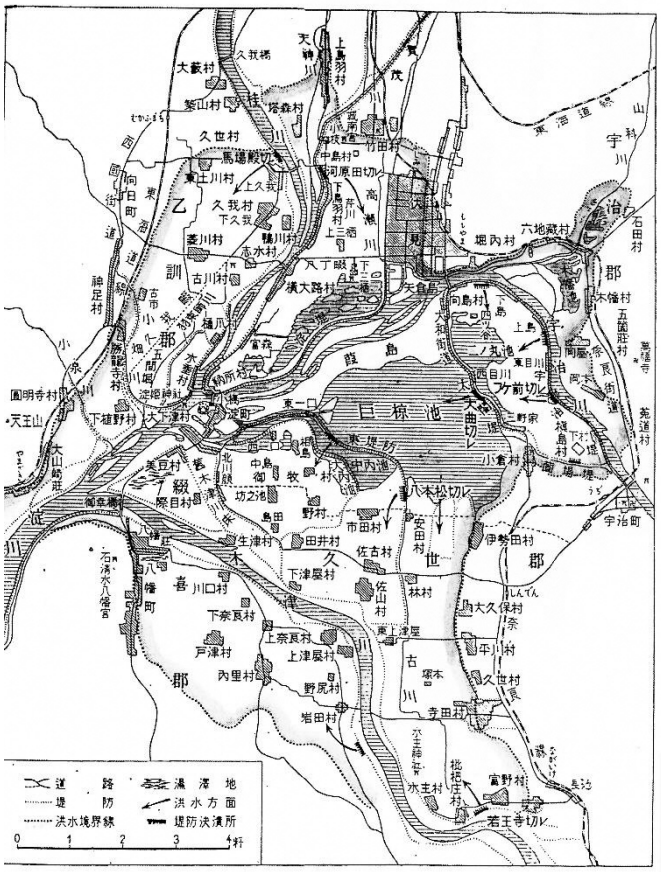

巨椋池沿岸洪水氾濫図（明治18年）

図 1 巨椋池沿岸洪水氾濫図（明治 18 年）

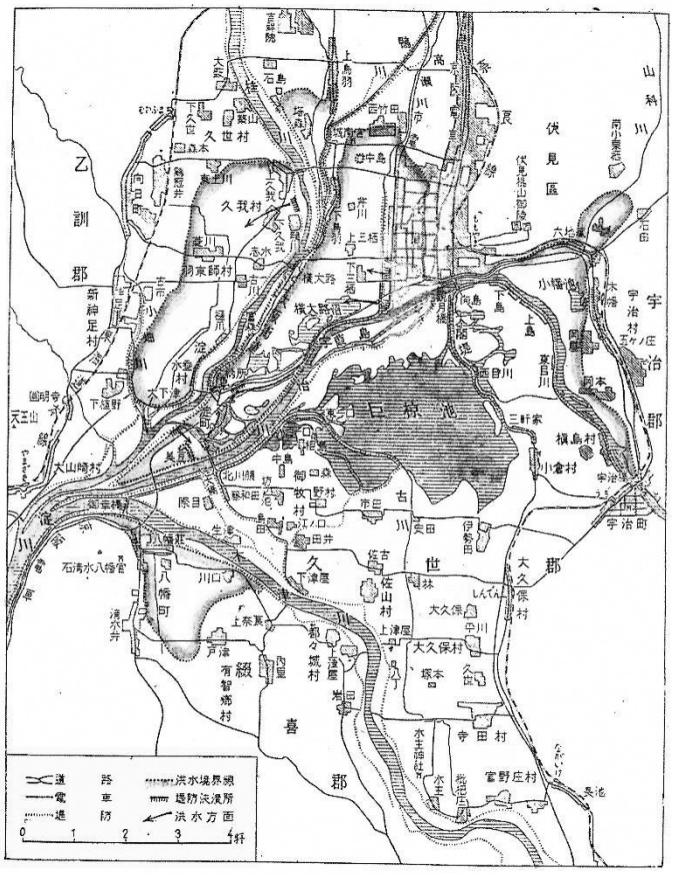

巨椋池沿岸洪水氾濫地区（大正６年）

図 2 巨椋池沿岸洪水氾濫図（大正 6 年）

この様に，山科川周辺部は標高がとりわけ低く大洪水の度に浸水しており，地形的に小高いところ以外は人は住めなかった。**図 1～2** には 1885（M18）年と 1917（T6）年の水害時の浸水範囲を示すが，当該地域がよく浸水していたことがわかる。

1953（S28）年水害を契機に天ヶ瀬ダムが計画され，1964（S39）年に完成。1960 年代後半に入って宇治川右岸堤防が本格改修され，さらに 1970 年代に入って宇治川右岸堤防・山科川堤防が補強されて山科川周辺の低湿地帯は浸水問題から一応開放された。かなり広い低平地が利用可能となったのである。

御蔵山地区の住宅開発とそこへの住民の流入もその時期と重なる。初期の段階から住みだした住民は協力して住居環境を改善してきた（生コン工場進出阻止，木幡小創設，京滋バイパスルート変更，・・・）。これについては資料に則してあらためて述べる。

浸水問題から解放された山科川周辺地域では，一挙に開発が始まった。その背景には，JR 六地蔵駅の開設ならびに市営地下鉄の六地蔵までの延伸計画があった。地下鉄の六地蔵駅設置をめぐっては，1977 年に地元六地蔵区が新駅設置を誓願，1990 年の市議会には「北の玄関口街づくり推進協議会」が誓願していた。六地蔵地域とそれに連なる山科川周辺部では開発が進んだ。醍醐プラザホテルが 1976（S51）年 9 月に開業（しかし，2007 年 1 月閉館した）。大型スーパーが次々に開店した。イズミヤが 1981 年 1 月開業，イトーヨーカドー（13,406m^2）が 1998 年 2 月に開業，近鉄桃山店（MoMo）が 1996 年 11 月開業などである。

JR 奈良線六地蔵駅は 1992 （H4）に開設され，ついに地下鉄六地蔵駅が 2004 年（H16）11 月に開業した。この様にして，六地蔵地域には京阪電鉄，JR，市営地下鉄の鉄道駅やスーパー等の大型店が集中する交通・商業の拠点となった。御蔵山地区の住民にとっては便利になった反面，御蔵山商店街の店舗の多くが業種変更するか閉店するかに追いこまれた。

このため，住民は車で買い物に行かざるを得なくなったが，それが困難な高齢者や弱者にとっては買い物が不便になっただけでなく，商店などで人と人との face-to-face の接触機会が少なくなり，住みにくい街となった。先に華々しく開業した近鉄桃山店 MoMo は 2014 年 9 月閉店し，替わって MoMo テラスが 2015 年 2 月開業した。またイトーヨーカドーも 2017 年 2 月に閉店した。

御蔵山地域の東側の木幡平尾地域の大規模開発も進行した。宇治市木幡平尾と木幡須留においては，1985（昭和 60）年に開発申請が出されていたが，両地域を合わせて平尾台とする大住宅地の開発が 1989（平成元）年に完了した。面積 238,866m^2（約 24ha），予定戸数 567 戸である。それ以降も木幡南山（もと松殿山荘所有地）で平成 26 年 9 月に 9,842m^2, 43 区画の開発，さらに木幡南山に上記開発と近接して 2,322m^2 の土地に 2 棟の集合住宅（15 戸と 12 戸）が建設された。御蔵山の東部ならびに北部地域では京都市の範囲内にも大規模開発が進行した。

御蔵山地区住宅の内、開発の後期に建てられた住居は別として、ほとんどの宅地にはもともと車庫がなかった。しかし今ではほとんどの住居で車を所有している。複数台所有する家庭も多い。高度成長期から現在に至る歴史は社会が車社会へ変貌する時期でもあったのである。

なお、平尾地域の開発の結果、行政の側に平尾—御蔵山の連絡道路として御蔵山小学校南側の道路を使おうとする動きが出てきた。しかしこの道路は御蔵山小学校の正門前を通るので、児童の安全（生命と健康上）を確保する上でこの道に多量の交通を誘導すべきではない。この件に関しては、南御蔵山自治会と平尾自治会などが協力して度重ねて行政に働きかけ、現在、車止めが設置され、その周辺部分が御蔵山第 2 緑地に指定されている。この問題については項をあらためて記述する。

（3）最近における人口動態と社会の変化　—年齢別人口の経年変化—

次頁の**図 3** と**図 4** には、宇治市全体と木幡地区とについて、年齢別人口構成（年齢を 5 歳毎に区切り、各年齢区分毎たとえば、0~4 才、5~9 才、10~14 歳‥‥の年齢区分毎の人口）について、その経年変化を別々に示した。一点鎖線は 2005 年、二点鎖線は 2010 年、破線は 2015 年、実線は 2020 年である。数値は宇治市人口統計に基づき、各年の 10 月 1 日の人口であるが、2020 年だけは 4 月 1 日の人口値を使った。図で 3 つの人口の波が見られる。一番右側の波は「団塊の世代」を中心とする高齢者層の波で、中ほどの波は高度経済成長期の物質的に豊かであった頃に生まれた世代、一番左の波は波をなしていない程人口が少なく、この世代は就職難をはじめとして社会的状況が安定的でなくなった時代に生まれた世代である。本図から、人口の高齢化と、その裏腹の問題として若年層人口の激減の様子が明瞭にうかがえる。

高齢化の進行は地域社会に新たな変化をもたらしつつある。すなわち、要介護者、病人の増加、老々介護、独りくらし老人が増えるとともに、住環境の面でも空き地、空き家が増加し、地域環境が疲弊することが予想される。高齢化社会では、日常生活における助け合い、災害時の助け合いがとくに必要であり、そのためにも地域における日常的なコミュニケーションが重要である。

地域人口の高齢化はまた新たな型の社会変貌をもたらしている。駅近くの大規模高層マンションが次々に建設され、人口がそちらに移動しているのである。大規模民間高層マンションとして、パデシオン六地蔵ザ･タワーレジデンス（19 階建、394 戸、2011 年 12 月竣工）、ブランズ六地蔵ユニハイム（15 階建、126 戸、2013 年 3 月開業）、プレサンスレジェンド六地蔵（2019 年 5 月竣工、山科川右岸側、敷地面積 4,414m^2、総戸数 176 戸）等であり、これら 3 つのマンションの戸数の合計だけで 696 あり、南御蔵山地区の総戸数に匹敵する。さらに、2020 年 10 月にクラッシイハウス京都六地蔵の建設計画が発表された。敷地は宇治市六地蔵奈良町・町並、京都市伏見区にまたがる総面積 15283.4m^2、総戸数 648 戸で、2023 年 1 月～2024 年 1 月に竣工予定とのことである。御蔵山地域では空き家や空き地が増加し、また、従来あった宅地を 2～3 分割して若年層が入居する動きとなっている。

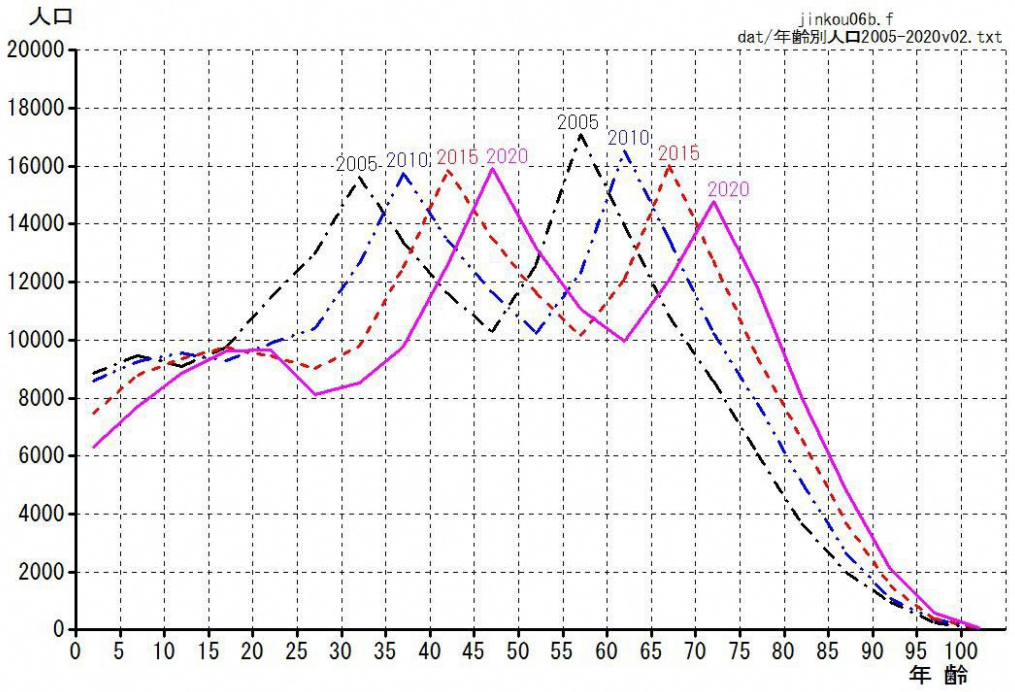

図 3　宇治市年齢別人口構成（年齢を 5 歳毎に区切り、各年齢区分毎の人口）の経年変化。元資料は宇治市公式ホームページの人口資料。

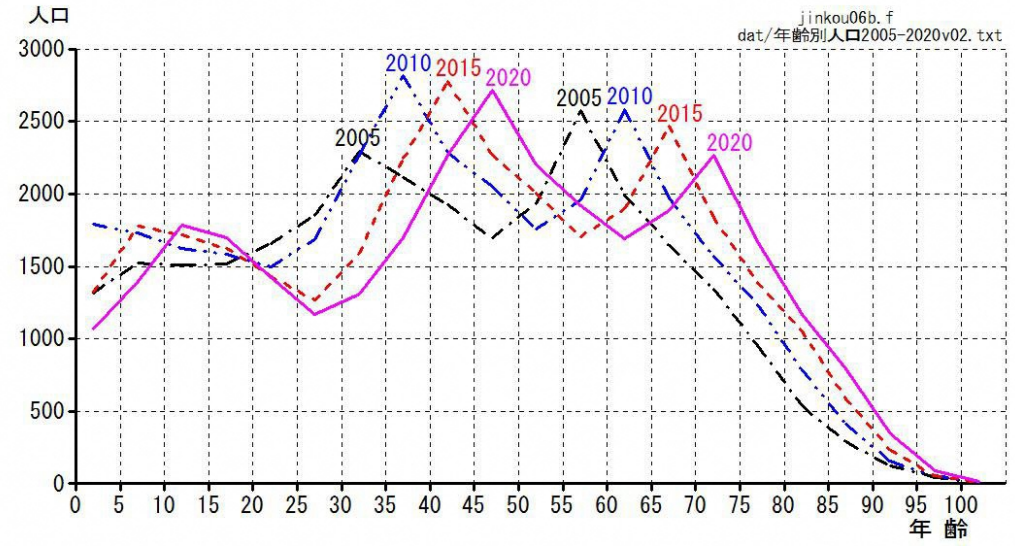

図 4 木幡地区　年齢別人口構成の経年変化。元資料は宇治市公式ホームページの人口資料。

（4）御蔵山とその周辺部の略史から

以上に簡略ながら歴史をまとめたが、まとめた段階で痛切に思うことは以下の 2 点である。

① 木幡地区はすさまじい開発と発展の歴史を経てきたが、文化面での公共施設（たとえば図書館、展示場、講演・演劇・映画などができる会場など）と、公園等人々がゆっくりと憩える場所が少ない。

② 人口の高齢化にともなって住民の交通手段の確保は重要である。これは、住民が日常的な用を足すためにも、また、文化・スポーツなどの催し物に自由に参加できるようにするためにも基本的に重要である。御蔵山地区はバスの便があるだけまだましという見方もあるが、これではまだまだ不十分である。

資料３　南御蔵山自治会　住環境関係活動小史

南御蔵山自治会の住環境関連の活動の概要を年表としてまとめる。ただし、御蔵山小学校の南側道路の第２緑地と車止めならびにその他の車止めをめぐる経過については項をあらためて**資料４**で述べる。

年 月	活 動 概 要
1965(S40)年 4 月	南御蔵山自治会の創設総会が開かれる。会則とともに承認された。
1966(S41)年 6 月	自治会報第 1 号発行 宇部興産生コン工場建設（商店街と外環状線の交わる箇所）の計画が判明。 近隣自治会と連携し、建設反対運動を展開した。
1967(S42)年 6 月	運動の結果、生コン工場の建設は中止、関係の地域一帯を住宅地とすることになった。 木幡小学校の建設について、近隣の自治会・町内会と「校地変更推進協議会」を結成し、市に建設予定地（南山案）を変更させた。 水道断水問題や街路灯設置問題、児童公園設置問題などで市や京阪電鉄に要請および交渉を行った。
1968(S43)年 10 月	京阪電鉄が所有する南御蔵山団地の道路を市に移管するための署名を集め、陳情書とともに提出した。
1970(S45)年 8 月	京滋バイパス建設のルート問題に対応するため、東宇治地区の 28 自治会・町内会・木幡小学校育友会など 8 団体、計 36 団体が「宇治連絡協議会」を結成し、建設ルートについて建設省や府土木事務所と交渉を行った。
1970(S45)年 9 月	京滋バイパスおよび外環状線建設問題に対応するため、「交通公害対策委員会」を設置した。
1971(S46)年 10 月	南御蔵山地区内の道路改修について、市に要請をした。
1971(S46)年 12 月	建設省が京滋バイパスのルートを、戦川地区にすることを決定した。
1972(S47)年 4 月	新小学校建設問題に対応するため「新校対策委員会」を設置する。近隣住民と協議をし要望をまとめ、市と交渉を行った。[1973（昭和 48）年 4 月御蔵山小学校開校]
1972(S47)年 6 月	宇治市との交渉で田川市長名で「京阪住宅団地の計画道路と御蔵山主要幹線道路は接続しない」旨の文書回答を受け取った。
1972(S47)年 9 月	御蔵山地区内に（幼稚園前）集会所の設置について、市に要請をした。
1976(S51)年 4 月	小学校南側の宅地造成および通過道路問題に対して、市に要請をし、交渉を行い、7 月に請願書を提出した。 街路灯の新設についても要請をし、翌 S52 年に 20 灯が新設された。
1976(S51)年 7 月	宇治市との交渉で渡辺市長名で「他地域よりの幹線通過道路とすることは考えておらず、当該箇所は、緑地として保存する」旨の文書回答を受け取った。
1979(S54)年 4 月	御蔵山地区のよき環境を維持し、発展させることを目的に常設委員会として、「南御蔵山住環境対策委員会」を設置した。 Ｄ街区東斜面地に計画されている「大洋エステート」による高層集合住宅建設に反対するため、署名運動を行うとともに、市や業者と交渉を行った。
1980(S55)年 9 月	循環バスの最終便ダイヤ延長を、京阪宇治交通バスに要請し、延長された。 郵便ポストの新設と切手などの販売所新設を郵政省に要請し、新設された。
1981(S56)年 1 月	Ｄ街区東斜面地の高層集合住宅（テラスハウス）計画が具体化、業者と自治会の対立が継続する中で、「大洋エステート」代表取締役が自治会役員等 4 名に対し「土地開発等妨害禁止」を請求する訴状を京都地裁に提出した。
1981(S56)年 11 月	Ｄ街区故星治雄氏から自治会活動のために寄付金が寄せられた。 上記の寄付金で三角公園に照明つきの時計を設置した。
1981(S56)年 12 月	2 年半におよぶ D 街区東斜面の高層集合住宅（テラスハウス）建設に対する反対運動の結果、「大洋エステート」が裁判を取下げ、それにより高層集合住宅の建設は中止となった。 傾斜地は、平坦にして一戸建て住宅地が建設されることになった。
1982(S57)年 3 月	上記の建設問題が解決したことにより、「住環境対策委員会」は解散となった。

1985(S60)年 12 月	京阪電鉄が、小学校東側の「京阪平尾団地」の造成開発計画を発表。京阪より計画案が示され、説明会が開かれた。（開発は、平成 17 年まで凍結となる。）
1992(H4)年 4 月	街の活性化を図ることを目的として「街づくり構想策定会（仮称）」が発足した。
1993(H5)年 3 月	「街づくり構想の原案」が承認された。
1993(H5)年 9 月	街づくり構想を推進させるために、「街づくり推進委員会」を設置した。
1997(H9)年 8 月	常設委員会として「住環境対策委員会」を設置し、同規定が制定された。
1998(H10)年 1 月	京阪東御蔵山開発計画に伴う道路問題（開発区域内道路と御蔵山小学校前の道路との接続）で、住民集会が開催された。
1998(H10)年 3 月	御蔵山集会所の建て替えについて、関係自治会・町内会で、度々自治振興課と交渉し、市議会へ請願書を提出、ついに市議会で建て替えが議決された。
1999(H11)年 6 月	ダイオキシン調査を市に要請した。小学校グラウンド・三角公園にて調査が実施され、いずれも、低い数値で問題がないことが判明した。
2001(H13)年 7 月	林屋茶園の宅地開発の計画（現・サウスヒルズ御蔵山）が判明した。この問題に対応するため、南御蔵山・平尾合同住環境対策委員会が発足し、市や業者と交渉を行った。 対策委員会の要望がほぼその通りに実現した。御蔵山小学校への歩道も出来た。
2001(H13)年 12 月	京都府知事に対して、「御蔵山開発に伴う陳情書」を提出した。
2003(H15)年 12 月	御蔵山北ブロックの開発と道路接続に反対するため、北・中・南御蔵山自治会合同で宇治市長あてに要望書を提出し、交渉を行った。（H16 年 3 月に回答がある）
2004(H16)年 5 月	「サウスヒルズ御蔵山」（林屋茶園開発住宅）の道路と小学校前の道路接続問題で要望書を提出し、交渉を行った。
2005(H17)年 12 月	バス停「御蔵山」付近の変則横断歩道の改修について市に申し入れ、横断歩道の移設および歩道拡張工事が行われた。
2006(H18)年 3 月	①御蔵山バス通りの南北線の両側に街路樹の植樹について市に申し入れた。 （歩道が設置された際に、移植されたもので市が復元を約束していたもの） 12 月に約 20 本の銀杏の木が植樹された。 ②バス停その他の箇所に横断歩道の設置を要請をした。 翌 H19 年に幼稚園の東や御蔵山バス停付近、Ｂ・Ｃ街区とＥ・Ｆ街区を結ぶ主要幹線道路などに横断歩道が新設された。
2008(H20)年 5 月	A街区 6 号地の駐車場に「独身者向けの共同住宅」の建設計画が判明した。 業者「レオパレス 21」や施主に建設の中止を申し入れ、市や業者と交渉を行った。 翌 H21 年 4 月、建設は中止され、もとの駐車場となった。
2009(H21)年 4 月	「南御蔵山地区まちづくり協議会」が発足した。
2009(H21)年 9 月	「南御蔵山地区まちづくり協議会規約」が制定された。
2010(H22)年 4 月	「住環境対策委員会」は、上記の「まちづくり協議会」に吸収合併された。
2012(H24)年 9 月	天理教分教会建設計画が提起され、住民と教会との協議がもたれた。その後、住民が教会側と自主的に話し合いを重ねた結果、教会側が自主的に建設を断念した。
2013(H25)年 12 月	南御蔵山地区まちづくり計画（素案）が提案され、説明会が開催されたが、素案の内容と説明会の主旨をめぐって異論が多く出た。そのため説明会を次の年の 4 月にあらためて開催することとなった（結果的には再度開催されなかった）。
2016(H28)年 12 月	11 月、D 街区の空家に障がい者総合支援施設が開設される旨の掲示が予定地に出され、これについて 12 月 4 日に急遽説明会が開催された。多くの住民から開発者が障がい者支援に精通していると認められないこと、計画がずさんであることが指摘された。その後 12 月に当施設開発者（京南興産）から自治会長に開設を白紙撤回する旨連絡があった。

資料４． 御蔵山小学校前の道路の車止め（緑地）およびその他の車止め

現在御蔵山小学校の正門から東に向かう道路の一部は御蔵山第 2 緑地に指定され、車止めが設置されている。これは、もしこの道路に通過交通の侵入を許すと、学童の安全と健康、さらには閑静な住宅環境までもが害されることになることは明らかであり、そのようなことにならないよう南御蔵山自治会と平尾自治会が周辺自治会とも協力して努力を重ねてきた結果である。

ここでは、この御蔵山第 2 緑地、ならびにその他の御蔵山地域の車止めをめぐる現在までの経過について、資料に基づいて述べる。なお、ここに引用する資料 A01～資料 A09 については p.8～p.24 に示す。

■ 1972（昭和 47）年、御蔵山小学校開校の前年、南御蔵山自治会の新小学校建設対策委員会に対し宇治市より、「小学校前の道路を将来開発が予想される京阪住宅団地との連絡路としたい」と申し入れてきた。ここには小学校建設資材運搬の仮道路がつくられていた。

これに対して 1972（昭和 47）年、新小学校建設対策委員会は新小学校の建設、開校をひかえ、新小学校正門前が幹線道路のバイパス化されることを案じて、「学童の交通安全、住宅街の騒音、排気ガスの問題」で市にそのようなことがないように要望した。

■ **資料 A01** 1972（昭和 47）年、南御蔵山自治会の新小学校建設対策委員会（木田道太郎委員長）に対し田川熊雄市長および宇治市開発公社理事長より次のような回答があった。

「…隣接して、開発を予想される将来の京阪電鉄株式会社の住宅団地計画の主要幹線道路と一連の線形で直接接続することは考えておりません…」

■ 1976（昭和 51）年、宇治市は小学校南側の宅地造成に伴い御蔵山小学校の正門前より東へ幅員 6m の道路を計画した。小学校育友会（小松玄澄会長）は、この道路計画について、児童の安全と教育の問題で、この道路を作らないよう市に要望した。

市は、学校敷地との高低差は正門から東へ lm～7m あり、また排水路もあってその維持管理上どうしても道路が必要と主張し、小学校の塀にそって 6m の道路がつくられることになった。

■ この問題に関して、1976（昭和 51）年、南御蔵山自治会（内藤正三郎会長）に対して、渡辺博市長、宇治市開発公社理事長より**資料 A02** の回答があった。

「市立御蔵山小学校前より東側への延長道路 1 号線は幅員 6m とし他地域よりの幹線通過道路とするということは考えておりません。従って別途箇所の土地につきましては緑地として保存いたします」

■ 1995（平成 7）年、京阪電鉄の東御蔵山宅地造成計画が決まり、宇治市都市計画課は小学校前の道路と開発地との道路接続は必要であるという開発計画の説明を行う（御蔵山学区各界連絡協議会）。

■ 1997（平成９）年、自治会（伊佐清美会長）は、住環境対策委員会を組織し都市計画課と交渉をはじめた。「2 代にわたる市長との約束にもかかわらず、小学校前の道路が開発地と接続されたら、道路は拡幅され通過車両は増加し、児童の安全、教育はもとより、住環境を悪化させる」として、住民集会（1998 年｛平成 10｝年 1 月 25 日）と署名運動をはじめた。住民集会の決議を宇治市長と京阪電鉄に提出した。**資料 A03**

■ 1998（平成 10）年、市の方針（都市計画課）に変化がみえてきた。(都市計画課と交渉の結果)

① 道路の接続は必要だと考えているが、それは都市計画上のはなしで、環境への影響とは別である。

② 市長との約束文書は、20 年も昔のことであり、それについての結論はでていない。

③ 小学校前の道路については、地元の理解を得ることが必要だと考え、結論はでていない。

■ 平成 12 年(2000)、京阪電鉄が東御蔵山宅地造成地を橘産業に売却。橘産業が京阪の宅地開発を引き継ぎ、造成工事をはじめる。

都市計画課との交渉で、「歩行者（小学生の通学路）の通れる緑地として保存する」ということになった。

■ 2003（平成 15）年東御蔵山宅地開発（橘産業）に伴う道路接続について、以上三地点の接続は周辺町内や小学校に悪影響を及ばすことは明らかであり、御蔵山（北、中、南）三町が合同で市に車両の通行止めを要望する。(2003（平成 15）年 12 月 24 日提出)

北　―　北御蔵山の北側の開発地との接続。

中　一　南御蔵山第四公園横に通じる道路との接続地。

南　―　小学校前の道路との接続地

■ 2004（平成 16）年 3 月、宇治市（都市整備部、建設部）より次のような回答があった。**資料 A04**

「中」について

「御蔵山地域側では曲折の多い市道に相当の負荷がかかり、危険性の増大が懸念されることから当面自動車の通行を制限する」

「南」について

「御蔵山小学校正門前を経由する（木幡 154 号線）に連続する「御蔵山第二緑地」と接するため、その緑地を含めて自転車。歩行者等に限り通行が可能な道路として接続する」

以上が三町合同の申し入れに対する市の回答である。

■ **資料 A05** 2004 年 8 月 31 日、宇治市都市整備部部長・建設部部長から北・中・南御蔵山自治会への回答

■ **資料 A06** 2004 年 8 月 31 日、宇治市建設部部長から北･中・南御蔵山自治会への回答。

■ 2007 年、①路面整備、②歩道の設置、③自動車の通り抜け禁止、の要望書提出（平尾町内会－宇治市）。

■ **資料 A07** **2011（平成 23）年 10 月 17 日 宇治市建設部長 「車止め撤去への検討について」の文書**

中御蔵山自治会の見解： 南御蔵山第四公園横の道路の車止めについて、平成 16 年の三町への市の回答以来御蔵山側の道路状況は少しも改善されておらず、側溝の溝蓋さえできていない。

南御蔵山自治会の見解： 緑地については、昭和 47 年（1972）御蔵山小学校建設時から約 40 年が経過した。その間学童の安全、教育や住宅環境改善の問題等で市と度重なる交渉をつづけてきた。

平成 12 年、「緑地として保存する」と約束しながら東御蔵山住宅地が完成し「緑地」の東に 12m 道路ができると「ごまかしの緑地」になっています（誰がみても緑地には見えない）

1、緑地の車止めの杭が不完全で横から自動車が通れる状況だった。自治会が指摘していまのようになった。

2、緑地には隣接する家の車の出入り口や、緑地内の自動車の通行は違反なのに、認めている。
車庫の出入り口が緑地側にあるが、公安委員会は許可している。

3、緑地には、樹木を植え、公園のようにして、そのなかに歩道をつくることと、公園緑地課は言っていたが緑地のおもかげは何もない。

4、なかには、車止めを撤去したら便利だという人があると思うが、これまでの御蔵山自治会と市との経緯を考えると、そう簡単ではない。

■ **資料 A08** 2013 年 12 月 8 日、平尾・南御蔵山道路協定：御蔵山第 2 緑地の問題は平尾地区・御蔵山地区の両者で協議する旨の協定を締結（平尾自治会－南御蔵山自治会－南御蔵山まちづくり協議会）。

■ **資料 A09** 2017 年 8 月 22 日に、南御蔵山・平尾・イーストヒルズの 3 町内会の会長が宇治市長に御蔵山第 2 緑地の安全のための整備を要望した。その要望書と回答書を示す。その要望書を提出する際（8 月 22 日）に以下の意見交換があった。

出席者　宇治市都市整備部公園緑地課：課長・副課長

自治会側：平尾町内会長、南御蔵山自治会長

(1) 宇治市は、同地の危険を認識している。

(2) 法的に、緑地は車の走行ができない。緑地を通して車の出し入れはできない。

(3) 現地の課題が解決すれば緑地としての整備は可能である（宇治市）
(4) 応急処置として、一部を遊歩道化する事を提案。宇治市は、これに合意を示した。
(5) 上記(4)の方法は、あくまでも応急処置で、恒常化しない事を明文化する事を要請した。

資料A01

７宇企文第２１８号
昭和４７年６月２６日

南御蔵山自治会
新小学校建設並びに環境保存対策委員長
木　田　　道　太　郎　　殿

宇治市長
田　川　熊　雄　　印
宇治市開発公社理事長
上　田　容　裕　　印

仮称木幡第二小学校並びに公共用地等敷地造成工事について（回答）

昭和４７年６月２０日付質問書について下記のとおり回答します。

１，１２米道路はバイパス化しないこと、及び他の幹線道路と直接結ばないこと。

答、　１２米道路は木幡地域の主要幹線道路とするようなことは考えておりません。したがって隣接して開発を予想される将来の京阪電気鉄道株式会社の住宅団地計画の主要幹線道路と一連の線形で直接接続することは考えておりません。
　なお、将来問題がおこったさいには、京都府と協議のうえ、協力な行政指導を行います。

２，京阪の宅造時にその工事用道路としないこと、及び京阪の宅造計画提出時に住民と市との話合いをもつこと。

答，　京阪の宅造工事の工事用道路にすることは考えておりません。
京阪の宅造計画が、本市に提出された時には　皆様と十分に協議をする考えであります。

３，４８年４月１日開校に間に合うよう学校建設を行うこと。

答　昭和４８年４月１日に開校しなければならないと考えています。そのため、あらゆる努力をいたします。

資料A02

宇土開発第131号
昭和51年7月21日

南御蔵山自治会長
内藤正三郎殿

宇治市長　渡辺博
宇治市土地開発公社
理事長　鳥倉友次

木幡御蔵山公共用地の住宅地造成について
（回答）

昭和51年7月1日付貴会よりの請願書について下記のとおり回答いたします。

記

1. 市立御蔵山小学校門前より東側への延長道路1号線は幅員6mとし、他地域よりの幹線通過道路とするということは考えておりません。従って別途箇所の土地につきましては緑地として保存いたします。

2. 1号線及び6号線の変更について要望がありましたがこの件については当局としては、このご要望に沿い兼ねますのでご了承下さい。その理由といたしましては

資料A02

1号線につきましては御蔵山小学校敷地と隣接する計画住宅地との高低差は2m～7m程度ありこれの土留コンクリート擁壁及びこの擁壁沿いの排水路をも合わせ維持管理上万全を期するためにも、この擁壁沿いに道路を築造することが必要であります。

6号線（東側道路）につきましてはこの部分に面しての既存水路（幅員1m）の維持管理上この水路沿いに道路を築造することが必要であります。

6号線の市道接続につきましては従来より平尾道に通じる伊豆山道線が当該計画住宅用地の東側より同用地内を通過しており、この道路は旧来より附近住民の生活道路として利用されているものであり、当該用地の宅造計画に際しこの道路の機能を保全し通行権を継続するためにも当該路線と接続する必要性があり幅員約2mの橋梁を設置します。

なお將来拡幅を必要とする場合、地元と協議いたします。

（前清蔵山自治会）

3. 御蔵山小学校に対する騒音防止策といたしましては南側コンクリート擁壁附近に植樹をいたします。

4. 小学校校門前の学童交通安全対策につきましては、宇治市教育委員会とも協議し今後技術的に十分検討をし実施していく所存であります。

資料A02

造成工事期間中は学童の安全対策に万全を期して実施いたします。

その他工事期間中問題が発生しましたときは、貴会と十分協議をして参りたいと考えております。

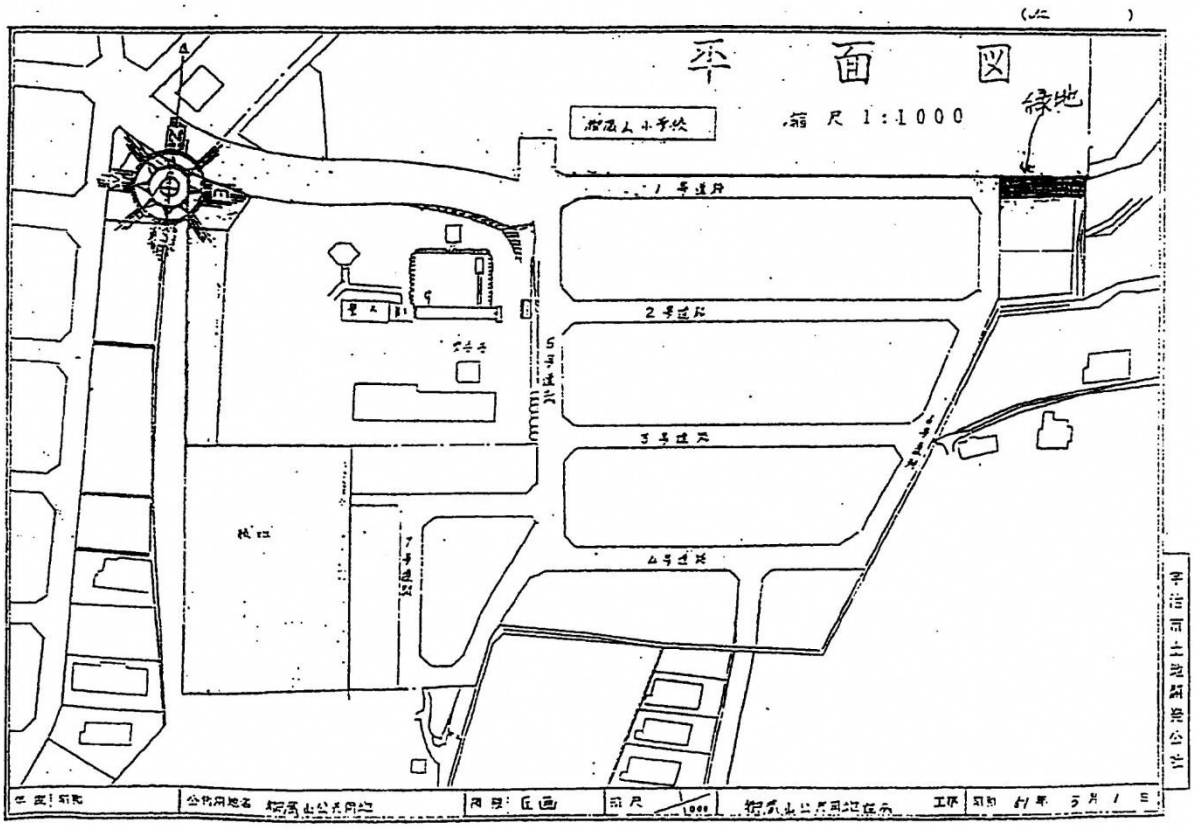

資料A03

南御蔵山自治会
ニュース

南御蔵山自治会役員会
１９９８・３・７発行

京阪東御蔵山開発に伴う道路問題
住民集会の報告

平成１０年１月２５日（日）．御蔵山小学校体育館で南御蔵山自治会主催の住民集会が開かれ、１００名が集まった。
集会には京阪電鉄の事務所長さんも参加されました。
集会は「道路問題の発生の経過」や、これまでの宇治市との交渉内容の報告から始まった。

（１）東御蔵山開発計画と道路問題

平成７年１１月．京阪電鉄から連絡協議会に開発計画の説明が行われた。
しかし、そのことを南御蔵山住民の多くはあまり知らないまま、平成９年１月３０日．第１回．京阪との交渉が行なわれ、その交渉内容が初めて住民に報告された。
（平成９年２月２０日）　京阪の開発計画によると、開発区域内道路と御蔵山小学校前の道路（１２ｍの幹線道路）との接続は市行政の指導によって京阪が工事を行うということでした。
これは大変だと南御蔵山自治会は昨年の４月より、独自に住環境対策委員会をつくり、この問題に取り組んできました。
この道路の接続によって、今以上に通過車両が増え、学校の教育環境は悪化し、住宅地内の騒音．排気ガスはひどくなると、４回の宇治市との交渉、２回の住民集会、反対の署名運動を行なってきました。

（２）南御蔵山自治会と宇治市は２０年前から約束している。

昭和４７年の田川市長、昭和５１年の渡辺市長は公文書によって「　京阪の開発区域内道路と小学校前の道路は接続しません。」と、はっきり約束しています。
（　当時の文書を市に提出．市もその事実を認める。）
宇治市は昨年１２月４日の交渉で、その約束から２０年も経過し、宇治市の人口．車両の量も大きく変わっており、接続して幹線道路にし、通過道路にすることは必要であると云います。
現在でも京都宇治線の渋滞を避けるための通過道路となっているのに、車両の量が増えてきたから、道路の接続によって、もっと車両の通過を多くするということには絶対に納得はできません。
この問題は単に小学校の教育問題にとどまらず、中御蔵山・北御蔵山・その周辺の町内にも影響を及ぼすことは明らかです。　集会では通過道路は困る。
小学校の教育環境をこれ以上悪化させることは耐えられない等活発な意見が続出した。
そして、次のような決議文が満場一致で採択されました。

資料A03

決　議　文

私達の住む御蔵山住宅地内の道路は，道路行政の遅れにより，東宇治南部から京都市への抜け道として年毎に通過車両がふえ，住民は日々危険にさらされ，騒音や排気ガスにせめられています。

現在，東御蔵山に開発が進められている住宅地が完成し，その幹線道路が御蔵山住宅地内の道路と接続されるならば，通過車両の増加は想像に余りあるものです。

しかも，その道路は，静かで安全な環境を何よりも必要とする小学校前に計画され，校地を校舎のギリギリまで削って作られようとしています。

南御蔵山自治会では，20年以前から問題を予測し，市当局と交渉を重ねて来ました。

市も住民の心配を，正当なものと認識したからこそ，昭和47年，田川市長名で当該道路について，

「---- 隣接して開発を予想される将来の京阪電気鉄道株式会社の住宅団地計画の主要幹線道路と一連の線形で直接接続することは考えておりません。-----」

と回答し，昭和51年にも渡辺市長名で，

「 市立御蔵山小学校前より東側への延長道路1号線は幅員6mとし，他地域よりの幹線通過道路とするということは考えておりません。-----」

として，その東端を緑地として保存することを約束しています。

この約束は，田川市長の回答に明記されている通り，現在行われている東御蔵山の開発を予想したものであって，市の担当者のいう「20年以上たって事情が変わった」との論理が成り立たないことは明白です。

市の担当者は，住民の受ける重大な被害について何の対策も示さないまま，ただ道を通したいというのみです。市の計画は，平穏で安全であるべき生活道路を通過道路にかえて，幹線道路の整備の遅れという行政の責任を，住民の被害の上に転嫁しようとする無責任極まりないものです。

また，過去の市長の公文書による約束が踏みにじられるならば，市民は市政を信頼することができません。私たちは，久保田市長の見解と政治姿勢を問うものです。

住宅地の道路は，生活道路であって，都市交通の道路ではありません。

私達は，市が，過去二代の市長による住民との約束を守ることを強く求めます。そして，この道路計画の中止まで，力を合わせて運動を続けることを宣言します。

以上決議します。

平成 10 年 1 月 25 日

京阪東御蔵山開発に伴う道路問題住民集会

資料A04

平成１６年３月３１日

北御蔵山自治会　伊東　　出　様
中御蔵山町内会　高倉　謙二　様
南御蔵山自治会　藤本　　淳　様

宇治市都市整備部
部長　石井　章
宇治市建設部
部長　桑田　静

回　答

平素、宇治市政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成１５年１２月２４日付けで提出いただきました「要望書」の内容に関し、別紙のとおり回答いたします。

なおご要望は、宅地開発に伴う道路接続について車両通行止めとすること、とのご主旨でありましたが、宅地開発事業に伴う道路も、基本的には周辺の道路と接続することでより一層その機能を発現するものであり、本来、安全上の措置をとった上で、自動車を含めて広く一般の通行に供する形で接続することが、本市の道路ネットワーク形成を促進するためにも必要であると考えておりますので、その点ご理解賜りたく存じます。

資料A04

宇治市木幡平尾地内での、株式会社橘産業による宅地開発事業にかかる道路（「北」「中」「南」の３路線）の市道供用開始以降における在来道路との接続形態の決定については、下記の内容を基本として対応します。

記

「北」について

既存道路に接続はするがその道路が現在市道ではなく、現状での自動車交通には問題（狭隘な木幡１３０号線への流入など）があるため、当面、自動車の通行を制限する。

接続道路が整備され、市道に認定した場合など、状況に変化があれば周辺地域とも協議の上、制限の解除を検討する。

「中」について

開発戸数（約４２０戸）が他に比して多く、現状で通常の通行の用に供した場合、御蔵山地域側での曲折の多い市道に相当の負荷がかかり危険性の増大が懸念されることから、当面、自動車の通行を制限する。

「南」について

本道路は、御蔵山小学校の正門前を経由する市道（木幡１５４号線）に連続する「御蔵山第二緑地」と接するため、その緑地を含めて自転車・歩行者等に限り通行が可能な道路として接続する。

資料 A05

平成16年8月31日

北御蔵山自治会　　北原　俊雄　様
中御蔵山町内会　　岸本　昌己　様
南御蔵山自治会　　大槻　一雅　様

宇治市都市整備部
部長　石井　章一
宇治市建設部
部長　桑田　静児

回　答　書

平素は、宇治市政に温かいご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げ、地域のまちづくりにご尽力をいただいておりますことに心より敬意を表します。

さて、平成１６年７月７日付けで提出いただきました要望書の内容につきまして、下記のとおり回答いたします。

記１．疑問点についての説明

「北」について

１．「・・・当面、自動車の通行を制限する」とは、バイク、自転車および歩行者の通行は可能とし、四輪車の通行ができないように考えています。
　制限方法については、事前に協議いたします。

２．「接続道路が整備され、市道に認定した場合など、状況に変化があれば周辺地域とも協議の上、制限の解除を検討する。」における「整備」とは接続道路が開発に伴い道路としての構造・機能を備える工事施工がなされることを意味するものであります。市道に認定する時期は、開発地内において、おおむね建物が建ち、前述のとおり道路としての整備が行われ、それ以降に開会される市議会で市道認定議案が可決される時でありますが、現在のところ未定であります。また「状況の変化」とは、接続道路が整備され、市道に認定した場合のことを考えており、現在、それ以外のことを想定している訳ではありません。周辺地域の協議に合意が得られない場合はどうなるのかとありますが、合意が得られるよう努力します。

「中」について

１．開発戸数は、本年３月時点で宇治市域では約４２０戸と掌握していましたが、現在、京都市との行政境変更の手続きを行っており、宇治市域

における戸数に変動が生じ、増えることが予期されます。株式会社橘産業説明の約４６４戸は、行政境変更後の戸数であると推察されます。

２．「他に比して多く」とは、「宅地開発等に関する指導要綱」を適用している開発のなかでも戸数の多い開発のことを表現しております。

３．「当面、自動車の通行を制限する。」の「当面」とは、その前段に記述しております「現状で通常の通行の用に供した場合、御蔵山地域側での曲折の多い市道に負荷がかかり危険性の増大が懸念される」ことが解消できたと判断できるまでを意味します。また、「制限」とは、バイク、自転車および歩行者の通行は可能とし、四輪車の通行ができないように考えています。

「南」について

開発地内における「御蔵山第二緑地」に接する道路を自転車・歩行者等に限り通行可能な道路とするものであります。

記２～記４において、平成１６年３月３１日付けの回答は、株式会社橘産業の開発にかかる道路と在来道路との接続形態の基本的なことについて、自治会役員と行政の話し合いの中での合意内容を文章としてまとめたものであり、その表現や文面を変える必要がないものと考えます。

記２．「北」についての「当面、自動車の通行を制限する」という概念を「車両通行止め」と明記とされていることについて、「車両通行止め」は「制限」の具体的な方法のひとつであり、記１－１にありますように、方法は事前に協議いたします。また「接続道路が整備され、市道に認定した場合など・・・」の個所を削除とありますが、当道路の将来展望から削除できません。

記３．「中」についての「自動車の通行を制限する」というその制限を「車両通行止め」と明記とされていることについては、記２前段記述と同趣旨です。

記４．「南」についての「緑地を含めて自転車、歩行者等に限り、通行が可能な遊歩道として接続する。(車両は進入できない)」と明記することとされていることについて、自転車も車両であることや必ずしも遊歩道の概念が明確でないことから、平成１６年３月３１日付けの回答文で正確に表現できているものと考えます。

資料A06

平成16年8月31日

北御蔵山自治会会長　北原　俊雄　様
中御蔵山町内会会長　岸本　昌己　様
南御蔵山自治会会長　大槻　一雅　様

宇治市建設部長　桑田　静

「御蔵山小学校の通学及び御蔵山住宅街の交通安全確保に関する要望書」に対する回答について

２００４年７月７日付けの標記の要望書に基づき、御蔵山小学校の通学路及び周辺の交通安全確保を検討しなければならないと考えておりますが、サウスヒルズ御蔵山の住宅開発地内道路の供用開始を当初１０月ごろの見通しとしておりましたが、さらに遅れるものと予測されます。

つきましては、通学路及び当地域の交通安全確保の検討作業を、現段階では未了でありますので、後刻、改めて回答させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

資料A07

２３宇建総第１６０６号
平成２３年１０月１７日

○○○　町内会・自治会長
○　○　○　○　　様

宇治市建設部長　安田修治

車止め撤去への検討について（お願い）

平素は本市の道路行政にご協力いただきありがとうございます。道路は誰もがいつでも使え、人や車、物、情報が自由に行き来する人々の生活に不可欠なものとして、安全で快適にご利用いただけるように努めているところです。

さて、これまでからもご案内しておりますように、当該地域の道路の一部において、宅地開発等の中で、安全安心面の不確定要素、地域のコミュニティ、住環境を阻害することのないようにという地域からの要望によりまして、市道に車止めの設置をしてきた経過がございます。

しかしながら、ご存知のように本年３月には東日本大震災という未曽有の災害が発生し、災害時の避難路の確保や緊急車両の円滑な誘導等、道路の果たすべき役割の重要性を再認識したところでございます。したがいまして、現在、車止めを設置されている道路につきましては、当初の設置時の町内・自治会様の意向とその後の住環境の変化や災害時の避難路の重要性を考慮する中で、適宜見直しが必要と考えております。

車止めによる交通遮断については、各々ご意見があるかと思いますが、設置の経過を踏まえますと隣接地の自治会・町内会様のご意見もお聞きする必要がございます。自治会町内会等の役員会、総会等で検討いただき、自治会等として、ご意見をお願いするものです。

ただ、最終的な車止め撤去については、公道の基本的な考え方を踏まえ、隣接自治会等両者のご意見も伺いながら判断したいと考えておりますので、申し添えさせていただきます。以上検討へのお願いとなります、よろしくお願いいたします。

＊　不明点等ございましたら、お問い合わせ下さい。
宇治市建設部建設総務課　　管理係　担当：山田
ＴＥＬ　２０－８７３５　（直通）
ＰＣメール　kensetsusoumuka@city.uji.kyoto.jp

＊　車止め撤去への自治会・町内会様のご意見がまとまるようであれば、可否いずれでも、ご一報いただければ幸いです。

資料A08

平尾・南御蔵山道路協定書

平尾地区ならびに南御蔵山地区は、対象となる道路について下記の協定を締結する。

1. 対象道路に含まれる車止め部分は平尾地区内ではあるが、南御蔵山まちづくり計画の対象区域にも含まれる。
2. 車止め部分に関する問題に関しては、平尾地区・南御蔵山地区の両者で協議する。
3. それ以外の対象道路については平尾地区の取り決めに従う。

対象道路：下図参照

平成25年12月8日

平尾町内会
会長 熊谷 良生 印

南御蔵山自治会
会長 楠本 和弘 印

南御蔵山まちづくり協議会
会長 小山 正彦 印

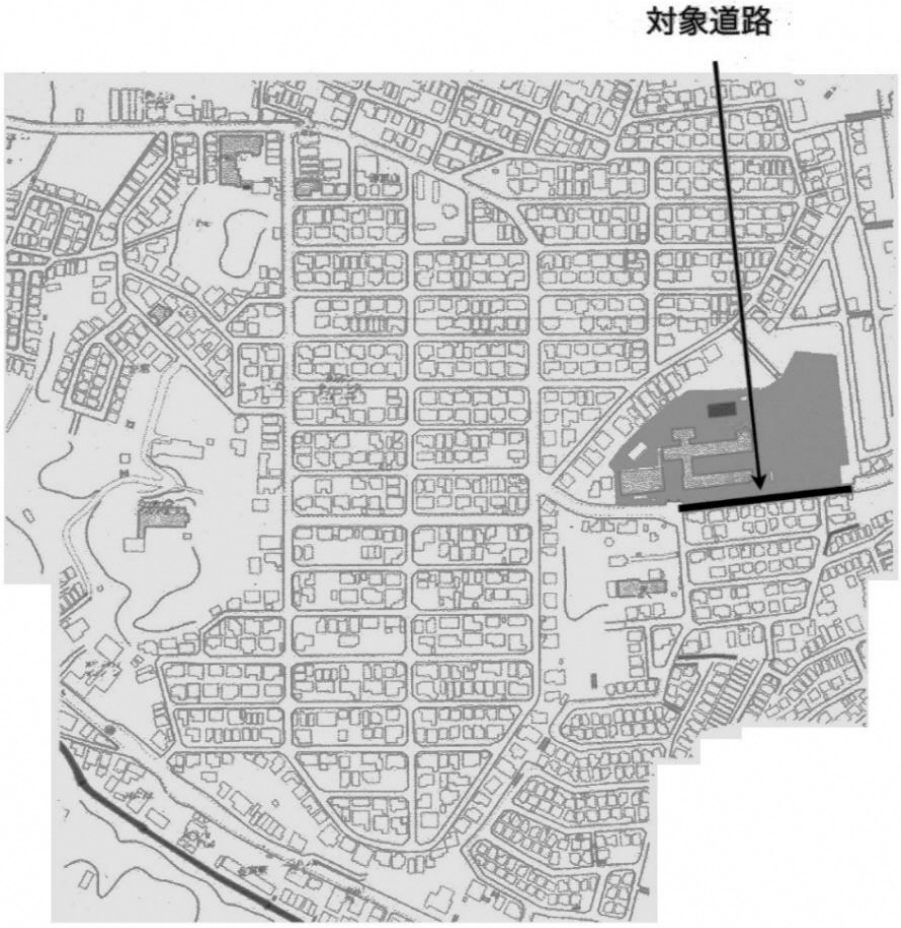

資料 A09

宇治市長　様

平成 29 年 8 月吉日

南御蔵山自治会
会長　藤井 裕司　印
イーストヒルズ自治会
会長　村地 紀昭　印
平尾町内会
代表者　会長　森本 忠雄　印
住 所　宇治市木幡 ---
TEL　---

御蔵山第２緑地に関する要望書

平素より住みよい宇治市づくり及び市民の安全・安心にご尽力を頂きありがとうございます。この度、標記に関し、当該「緑地」と関係する自治会の賛同を得、要望書を提出します。

つきましては、この問題は 40 年前、南御蔵山自治会と宇治市との間で「緑地」とする取り決めにより、特定の用途によって占有されない空地のまま存続させる目的に確保されたものと承知はしています。しかしながら、現況は砂利道で凸凹の状態で歩行者、特にご老人や乳母車を押してのお母さん、又自転車の通行が大変通りにくい状態になっております。

イーストヒルズ自治会の児童は御蔵山小学校への通学路にもなり、児童が転んで怪我をしたとの知らせも受けています。

今やこの 「緑地」も市民・住民の必要不可欠な「生活道路」となっております。
我々は「緑地」としての保存の必要性は認識しながらも現状下、何も出来なくて放置されている事は大変忍び難く、納得できるものではありません。

どうか内容をご検討いただき、ご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

要望事項

1. 公園緑地とし、「歩行者用緑道」・「自転車道」に整備していただきますようお願いします。
2. 自動車は従来通り通行禁止とし通学児童の安全を守る事をお願いします。

資料 A09（回答）

２９宇都公第２９２ 号
平成２９年９ 月２７ 日

南御蔵山自治会
　　会長　藤井　裕司　様
イーストヒルズ自治会
　　会長　村地　紀昭　様
平尾町内会
　　会長　森本　忠雄　様

宇治市長　山本　正　　公印

御蔵山第２緑地に関する要望書についての回答

日頃から宇治市公園行政にご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。
平成 29 年 8 月 22 日に提出いただきました御蔵山第２緑地に関する要望書につきまして下記のとおり回答させていただきます。 ご理解いただきますようお願いいたします。

記

１． 公園緑地とし、「歩行者用緑道」・「自転車道」に整備していただきますようお願いします。
(回答)
　御蔵山第２緑地につきましては、歩行者が安全に通行できる緑地として整備を目指しております。しかし、いろいろな課題があり整備には至っていないのが実情でございます。
　今後も課題の解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

２． 自動車は従来通り通行禁止とし通学児童の安全を守る事をお願いします。
(回答)
　緑地の整備を行いましても、従来通り自動車は通行禁止といたします。

資料５　医療少年院移転予定跡地の公共利用について要望書提出

以下の主旨の要望書に京都医療少年院周辺の自治会の会長の署名（20 名）を添えて、宇治市長・山本正氏（2017 年 1 月 31 日）、京都府知事・山田啓二氏（2017 年 2 月 20 日）、法務大臣・金田勝年氏、国土交通大臣・石井啓一氏、総務大臣・高市早苗氏（法務省近畿矯正局の指示により、2017 年 3 月 13 日 京都医療少年院 次長）に提出した。

「木幡平尾の『京都医療少年院』跡地の公共利用を求める要望書」

宇治市長 山本 正 殿

宇治市木幡平尾の『京都医療少年院』が閉鎖され、黄檗へ移転する作業が進行中です。その跡地、約20,000 m^2 を民間に売却せず、地域の要望に沿ったかたちで、公共のために活用してください。

平成28年　　月　　日

自治会名＿＿＿＿　会長名＿＿＿＿　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

要望する理由

（１） 宇治市の北の玄関口として位置づけられる木幡・六地蔵地域は、人口が減じている宇治市の中で急激に人口が増加し、発展している地域です。この地域の発展を豊かで実りあるものにするためには、公共施設の整備をはかり、住民生活の質的向上をめざすことが肝要です。

（２） 医療少年院跡の20,000㎡の土地は、東宇治地域で最後のまとまった公有地です。

（３） もしもこの土地が民間に払い下げられ、住宅、マンション等が建つと、御蔵山小学校は生徒増で深刻な事態となります。松殿山荘の宅地開発等もあり、交通量が増加します。

（４） 宇治市が当地を買い取り、市民の要望をまとめる形で公共的に活用してください。

公共的活用法として、たとえば、地元からの要求としては、

① 子どもが自由に遊べる公園やスポーツのできる広場。子どもから高齢者までが一緒に集まれる場所。 図書館、音楽、展覧会などのホール。

② 行政サービスコーナー、高齢者医療・介護施設。

③ 小学校の分校　　以上

別紙　**説明資料**　宇治市のこれまでの説明（2016年 11月改訂）

（１）京都医療少年院は三重県の宮川医療少年院と併合されて、宇治少年院の跡地（黄檗）に移転する。

（２）移転先の新施設は2013年度末に設計済みだが、国の予算が未決のままで、工事の見通しがたたない。工期は３年を予定（医療施設は時間を要する）。

（３）跡地の総面積は約20,000㎡で第１種中高層地域である。 高さ制限は20mで、７階建マンションまで建設可能。 １ 戸建て住宅（50坪）で約130戸は建築可。

（４）固定資産評価額７万円/㎡、公募評価額10万円/㎡で、総額20億円ほどと見込まれる
（国から地方公共団体への優遇措置額は計算されていない）

（５）宇治市は、単独で土地購入・利用は財政上厳しい。

（６）国の開発の先行きが不透明で、これから考えていくことになり結論は出せない、地域からの要望があることを、十分理解している。

（７）教育委員会は、御蔵山小学校の児童数ピークを現在から1～2年後と見込んでいると聞いている。

（京都医療少年院とその周辺の地図を添付したがここでは省略）

資料 6　宅地面積制限について

南御蔵山地区まちづくり計画素案（2013 年 12 月）では、宅地分割の際の最小面積を 120m² とする規定を含んでいた。地域の住環境を維持する上でこの様に宅地面積の最小限度を規定する例はある。たとえば宇治市南陵町では 150 m² の限度を設定している。しかし、南御蔵山地区まちづくり計画の現案では宅地面積の最小限度を設定しない。その理由は以下である。

第 1 に、南御蔵山では 120m² 以下の宅地が現在存在しており、最小宅地面積を設定した場合そのような住宅を特別扱いすることになり、住民の間に精神的な格差を持ち込む結果にもなる。

第 2 に、240m² にわずかでも足りない土地の所有者がその土地を 2 分割して売却しようとしても、どうしてもその一方ないしは両方が最小限度より小さくなるので、結局は分割売却ができなくなる。

第 3 に、上記のこともあるので、不動産業者の中には、最小宅地面積を規定する地域では全般に土地が売れにくくなり、結果的に地価が下がると指摘する方もいる。

第 4 に、上記のようにいろいろ問題点を含むが、あえて宅地面積の最小限度を設けなくても、小面積の宅地に住宅を建てることは物理的かつ制度的に困難であることから、宅地の最小面積は自ずから決まってくるのである。以下にその理由を示す。

南御蔵山地域は、都市計画の上では、住居環境の面では最も厳しい用途区分である第一種低層住居専用地域に区分されている。ここでは、制度上、一般の住宅のほか、小規模な兼用住宅（店舗・事務所など）、小・中・高等学校、老人ホーム、診療所などは建てることができるといった、建物の使用目的に関する制限とともに、建蔽率（建坪の敷地面積に対する割合）50%、容積率（建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合）80%、高さ制限 10m という制限がある。

敷地面積が小さいときにはどうしても 2 階を建造して建坪を増やすことになるが、建蔽率と容積率の規定に基づくと敷地面積の 30%の 2 階面積がとれるように見えるが、必ずしもそうはいかない。上記の 2 つの制限の他に「北側斜面の制限」がある。これは、当該宅地の北側に隣接する宅地の日照と景観を確保する目的で、**図 5** に示すように建物の北面の高さを図に斜線で示す範囲内に制限するものである。

たとえば、建物の 2 階の北面の肩の高さを 6.5m とした場合、簡単な計算により（5＋0.6×X＝6.5）、建物 2 階の北面は北側隣地境界線から 2.5m 以上離れていなければならない。2 階建物の南北方向の幅は少なくとも 1 間半（2.7m）必要であるとし、さらに南側の隣地との境界に 0.5m とるとすると、敷地の南北方向には最低限 2.5m＋2.7m+0.5m＝5.7m の幅が必要である。この様に敷地面積を有効に使うためには敷地の南北方向の大きさはある程度以上必要となり、この様なことから、敷地面積は自ずと最小限度が決まってくると言える。

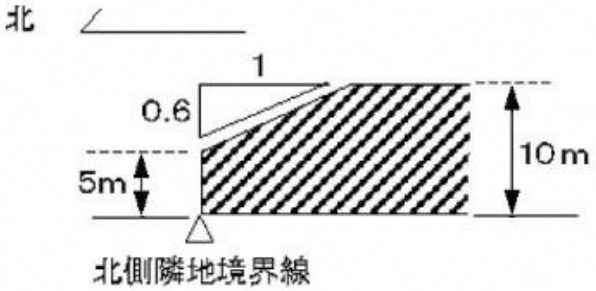

図 5　北側斜線（立面図）

資料 7　防災問題

防災問題に関しては、はじめに二つの点について指摘しておきたい。

第 1 に、防災対策というと地震や水害が起こったときの救急や緊急避難の対策とされがちであるが、事が起こる前の対策こそ重要である。たとえば震災については、寺田寅彦[1] は、＜「地震の現象」と「地震による災害」とは区別して考えなければならない。現象のほうは人間の力でどうにもならなくても「災害」のほうは注意次第でどんなにでも軽減されうる可能性があるのである。＞と言っている。災害は自然現象では

なくて社会現象である。第２に、災害対策を議論する上で、日常的な人と人との繋がりの重要性が指摘される。たとえば、阪神淡路大震災の時、倒壊家屋の下から人を救出したのは、ほとんどの場合、その近所の人であった。日頃挨拶し合う人と人との関係こそ日常生活の上でも、また、いざというときも大切である。

（1）斜面災害・土砂災害

南御蔵山住宅地は、もともと主として松林・竹林と茶畑に覆われた丘陵地であったところを、名神高速道路建設用の盛土材料を得るために土砂採取し、その跡地を階段状に成型して宅地化したものである。そのため、一般に宅地には切土部分と盛土部分があり、切土部分は防災上問題ないが、盛土が高い部分ではそれを支持する擁壁や崖（石垣が多い）は強い地震や豪雨下で損傷し崩壊あるいは決壊にいたる可能性がある。ただ御蔵山の場合、土取り場の跡地という経過上、盛土はほとんどないと言われている。

宅地開発の段階で開発業者（京阪電鉄）は開発地の境界ぎりぎりのところまで掘削・土砂採取した。そのため、その境界近くでは開発地と隣接地の高度差が大きくなり急傾斜地が形成されてしまったところがある。その様子は**図 6** に示すようである。具体的には①御蔵山聖天のすぐ西側と、②宇治陵周辺部である。これら 2 地域は土砂災害警戒地域あるいは同特別警戒地域に指定されている。さらに南御蔵山地区東縁における急傾斜地が土砂災害ハザードマップで崖崩れ危険地域に指定されているが、この急傾斜地はもともと地殻変動（活断層）で形成されていた断層崖で、開発等人工により形成されたものではない。

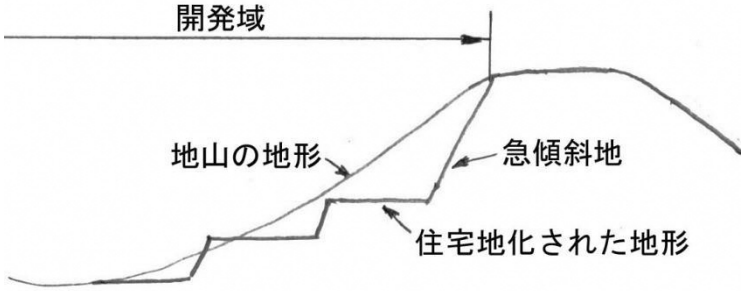

図 6 宅地造成にともなってできた急傾斜地

（2）地震災害

図 7 は、資料[2]に宇治川断層の位置なども書き加えたもので、御蔵山地域とその周辺の地質特性を示す。すなわち，資料[2]によると、南御蔵山地区の東側の平尾地区と平尾台地区に黄檗断層系の活断層線が 2 乃至 3 本、南北に通過する。さらに三十番神街道（木幡小学校の西側を南北に走る道）のすぐ東側に南北に走る活断層（活撓曲）がある。南御蔵山地区は、比較的丈夫な地盤上にあるとはいえ、それらの両活断層に挟まれる幅 700m~800m の域内に位置している。一方、資料[3]は、宇治市に強い影響を及ぼす活断層は①黄檗断層、②宇治川断層、③生駒断層帯の 3 つで、①が動いたときには御蔵山地区では震度 5 強～6 強の強い揺れ、②が動いたときには震度 6 弱～6 強、③が動いたときには震度 5 強～6 弱の揺れと予想している。この宇治川断層についてはごく最近の調査研究の成果が取り入れられている。**次表**には震度 5 強～6 強の揺れの状況を下に示すが（ウィキペディアから引用）、かなり深刻な地震災害となる。

1995 年の阪神淡路大震災の時の死者の 9 割以上が家屋倒壊・家具倒壊による圧死であった。当時に比べると今は一般に建築物の耐震性は増強されてはいる。しかし、家屋の耐震補強と家具の固定には万全を期する必要がある。とくに家具の転倒防止については工夫次第で安価かつ有効な対策が打てる。

地震には火災がつきものである。火災が起こったときは、消火が無理と判断したら、逃げることが肝要である。消防署の人員や消防車台数は限定的であり、また消火のための給水源についても、当然断水の可能性がある。南御蔵山地区では小学校のプールを非常時水源に宛てている。しかし火災発生は広域にわたりかつ

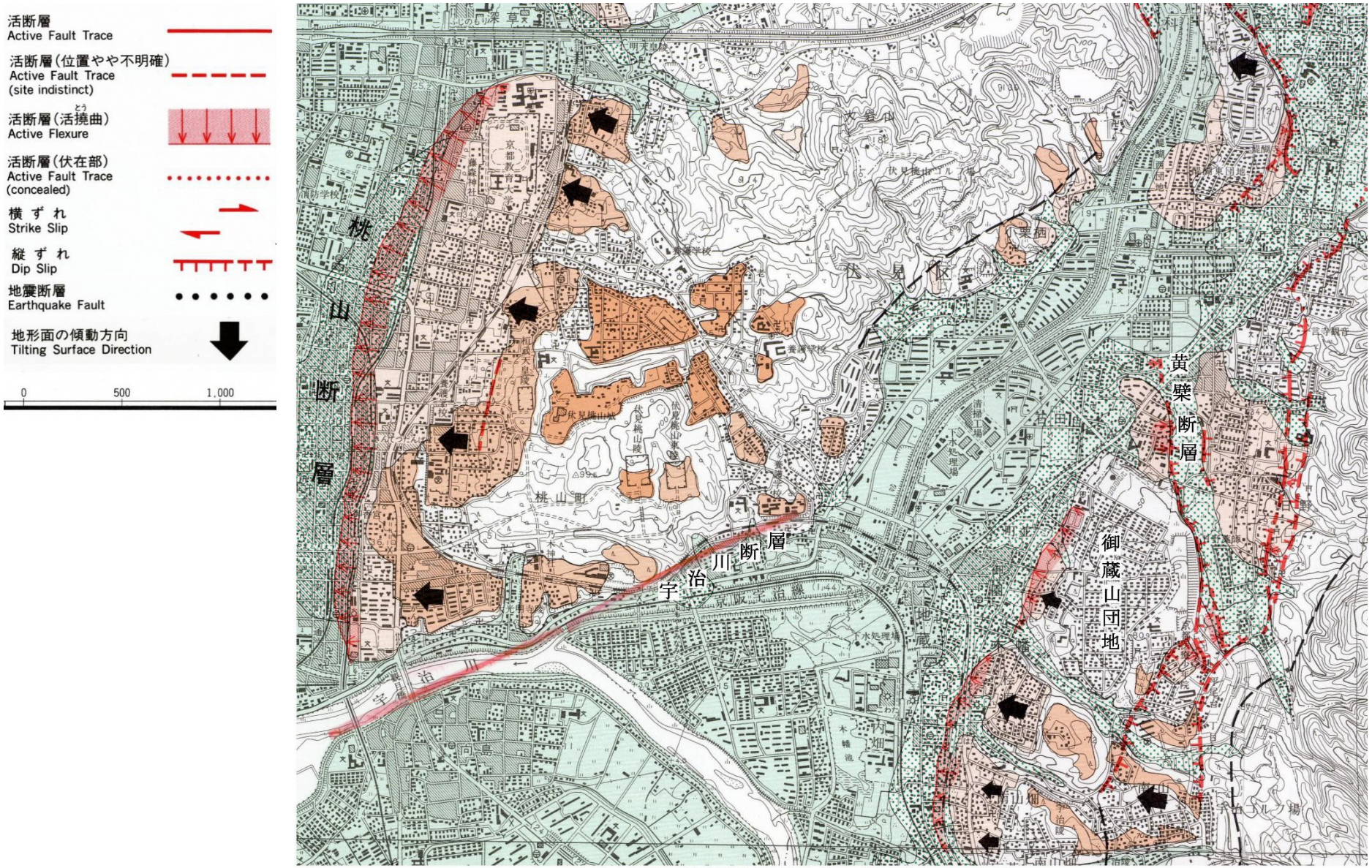

図７　木幡・伏見地域活断層図（資料(2)に基づく）

多数にわたるから、地震時に火災が発生しても消防車はまず間に合わないと考えるべきである。倒壊家屋からの救出は隣近所の人たちの協力によらざるを得ない。日頃から近隣の者どおしの付き合いが大切である。

強い地震では、ライフラインが遮断される。地震被災者が最も困るのは断水と言われている。水は飲料だけでなく、調理・衛生・消火のため不可欠である。御蔵山の場合、上水は市営宇治浄水場（宇治川右岸隠元橋直上流）からの水と府営水道宇治浄水場（宇治市役所直近）からの水が合わされて配水されている。府営水道の水は宇治川をパイプで渡って市営水道と合流する。これらの水が御蔵山の各家庭に届くまでに、加圧のため高峯山配水池と須留配水池にくみ上げられ、そのために 3 つのポンプ場を通過する。配水管の耐震化もまだ途上である。地震時にこれらの施設と配管が無事であることはまず期待できない。

宇治市上水道部では、給水車 2 トン車を 2 台、3 トン車を 2 台保有するが、これだけでは激甚災害時には需要に追いつかない。給水所は下の表のとおりであるが、いざというときにそこで給水されるかどうかも不明であるし、被災者が遠距離にわたって重い水を運ぶのも大変である。結局は、各家庭で水の備蓄が必須である。ペットボトルを使うとある程度は保存できる。大人 1 人が生命を維持するために必要な水量は 1 日 3 リットルと言われている。日常は風呂水も使用後には捨てず、翌日風呂を使用する前に捨てる習慣をつけるなど、工夫が必要である。

御蔵山小学校	避難所・給水所
御蔵山児童公園	給水所
木幡小学校	避難所・給水所
金草原第 2 児童公園	給水所

震度	屋内	屋外	建物	設備・インフラ	地形
5強	恐怖を感じ、たいていの人が行動を中断する。 食器棚などの棚の中にあるものが落ちてくる。 テレビもテレビ台から落ちることもある。一部の戸が外れたり、開閉できなくなる。 室内で降って来た物に当たったり、転んだりなどで負傷者が出る場合がある。	窓ガラスが割れたり、補強していないブロック塀が落ちてくる。道路にも被害が出てくる。	木造：耐震性の低い住宅では壁や柱が破壊するものがある。 RC 造：耐震性の低い建物では、壁や柱に大きな亀裂が入るものがある。 耐震性の高い建物でも壁に亀裂が入るものがある。	停電する家庭が出てくる。ガス・水道管に被害が出て、利用できなくなる。	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
6弱	立っていることが困難になる。固定していない重い家具の多くが動いたり転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、窓ガラスが割れたり、壁のタイルが剥がれ落ちたりする。	木造：耐震性の低い住宅は倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある。 RC 造：耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊されるものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	一部の列車が脱線する。エレベーターは機器や昇降路（シャフト）が損傷し、乗客が長時間閉じ込められることもある。	
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	多くの建物で、壁のタイルが剥がれたり、また窓ガラスが割れたりして落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。 老齢の中高木は根元から折れることがある。	木造：耐震性の低い住宅は倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも壁や柱がかなり破損するものがある。 RC 造：耐震性の低い建物は倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがかなりある。	ガス管、水道の配水設備に被害が出、広い範囲でガス・水道が止まることがある。また、一部の地域で停電する。都市ガス会社はこの震度で各ガバナーステーションへの遠隔操作により供給を停止する。	震央付近の地域では地割れが確認でき、断層が地表に現れる事もある。 植林の少ない地域では山崩れが発生する。

表 地震の震度 5 強～6 強による被害の程度

断水時に最も困るのはトイレである。南御蔵山地区では全ての住宅は一戸建てであり、その場合、各戸の下水が道路下の下水道に入る前にマンホールがあるので、その蓋を取り周囲をブルーシートなどで囲えば緊急時には用は足せる。高階のマンションではこの様なマンホールもなく、さらに地震により建物内で下水管が破損した場合には上階の汚水が下の階に溢れるということもある。一戸建て住宅は災害による緊急事態に対処する上で集合住宅より優れている。このことは火災についても指摘できる。

（3）豪雨災害

2012 年 8 月の豪雨時には三室戸地域では大規模開発地内およびその下流の道路は降水を集めて流す水路と化し、流木やゴミを一緒に押し流し、深刻な被害を引き起こした。南御蔵山地区でも、御蔵山小学校から新御蔵山バス停にいたる道路、ならびにそれに続くバス道路は幅が広く勾配も急であるだけに多くの雨水を集めて流下させる。そのメカニズムは**図 8** に示されるような南御蔵山団地の地形（鉛直方向を強調している）から明らかである。これらの雨水は本来ならば雨水排水路に導入されるべきものであるが、豪雨の場合流量が排水路の容量を超えることもあり、また排水路が未改修であったりあるいは改修済みであっても物が詰まったりすると、雨水が集中し氾濫する、あるいは崖下を洗掘して崩壊を招いたり、道路面を洗掘する。崩壊土砂や洗掘された土砂は流出して排水路を塞ぎ、溢れた水は道路上を流下して通行を妨げる。

上記のようなこともあるので、豪雨時には避難行動について慎重であるべきである。避難の途中で流れに足を取られたり、流下物につまずいて負傷したりする可能性がある。避難する前に自宅周辺の状況や気象状況について情報を集めて慎重に行動をとる必要がある。

南御蔵山地区は防災面では下流の水害を拡大していると言える面もあるという認識も必要である。宇治市の内、宇治川より東では東側には醍醐山系、北側には桃山丘陵があり、さらに高度成長期にそれら山地の山麓部まで開発された。御蔵山団地、南山団地、羽戸山団地、明星町団地がそれである。2012 年 8 月の豪雨災害時には三室戸地域では上流の住宅団地に降った水が道路で集められて道路を流れ下り下流低地で溢れて大災害を起こした。御蔵山団地と南山団地の降水は最終的には木幡池に集中するが、池の容量とポンプの排水能力がいずれも十分でないために度々溢れて周辺が浸水している。御蔵山団地の下流部では六地蔵地域も町並地域も低平地で浸水のおそれがある。

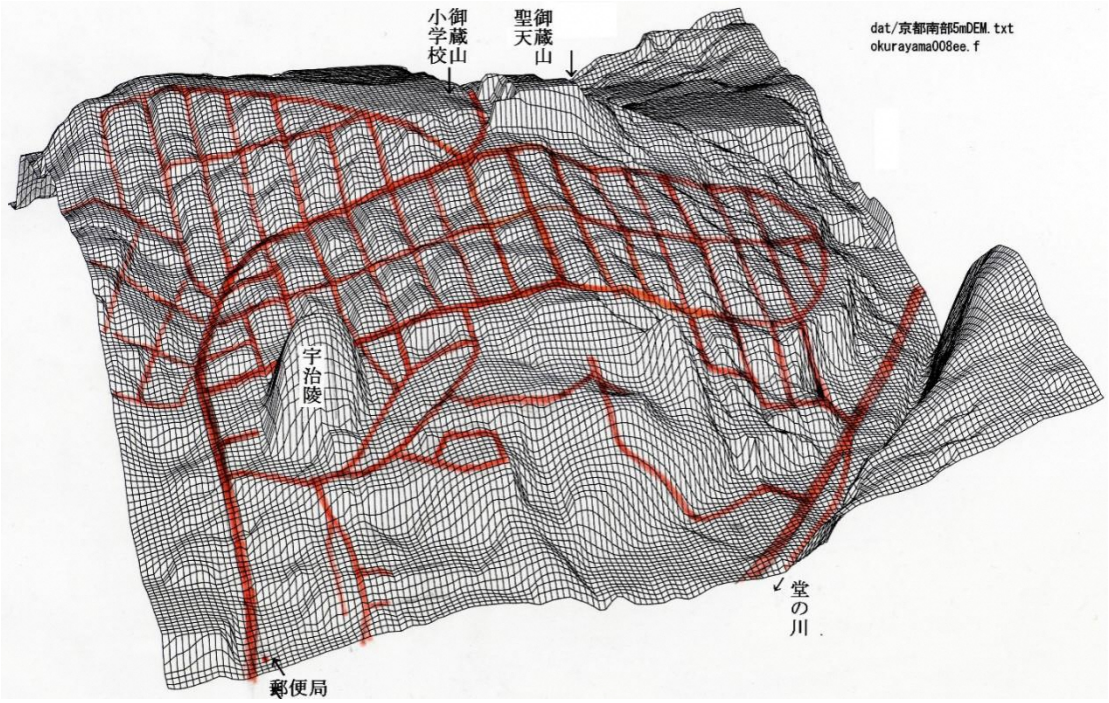

図 8 南御蔵山の地形をその西側から俯瞰した図。鉛直方向を強調して示す。

道路の概略の位置を灰色で示す。図中の碁盤目は水平方向に 5m×5m。

（豪雨時にバス道を激流が流下する可能性を示す）

（4）災害緊急時と学校給食

災害緊急時に学校給食の体制が役立つ可能性がある。とくに自校方式すなわち材料の仕入れ・調理を全面的に当該学校内でまかなう方式は、安全かつ良質の給食を提供できるだけではなく、災害緊急時には緊急避難者に対する食事補給のうえでも役立つのである。とくに当該学校が緊急避難所に指定される場合が一般的であり、それだけに学校給食を自校方式にすることは日常的にも、また災害緊急時においても重要である。

参考資料　(1) 寺田寅彦，天災と国防，講談社学術文庫，2011 年，
(2) 国土地理院、都市圏活断層図、京都東南部、1/25,000，1996 年
(3) 宇治市市長公室危機管理課，「災害から身を守るために」，2008 年
(4) 宇治市危機管理課，土砂災害警戒区域マップ（市街地版），2016 年

資料８ 御蔵山小学校北門に隣接する土地について

上記の件について宇治市都市計画課まちづくり支援係に問い合わせて、2017 年 11 月 29 日と 12 月 7 日に以下のような回答を得た。

・土地の所属：本土地は、御蔵山地区を開発した京阪電鉄より宇治市が寄付を受けた土地で、現在は宇治市の普通財産となっている。
・面積：法務局で公図を確認したところ、調査対象地が御蔵山小学校の土地に含まれる部分があるなど現地の土地形状との整合性が低く、登記事項から面積を特定できなかったため、GIS による地図測定にて計測したところ、御蔵山小学校北門から市道奈良町御蔵山線までの土地がおよそ 2,300 ㎡（通用路含む）あった（2,300m² は約 700 坪）。
・利用計画について：当該地は宇治市が管理する普通財産で、現在土地利用計画はない。
・遊休状態の理由：御蔵山地区の開発行為に際し、公用地として寄付を受けたが、御蔵山小学校のグラウンドと高低差があり北門設置の際に法面としたこと、また、特段の利用計画が無かったため現在の状態となっている。
・当該土地が周辺住宅地より地盤が高い理由：宇治市が京阪より当該土地の提供を受けて以降、土砂の切り盛りを行っていない。したがって小学校造成時の地盤高のままとなっている。

資料９　歴史・文化施設

南御蔵山地区はもともと松林や竹林と茶畑であったところが開発された地であるから、その地区の範囲内にある歴史・文化施設は御蔵山聖天と宇治陵だけと数少ない。しかし、その周辺には重要な史跡や文化施設が多数ある。それらについて以下に述べるが（順序不同）、これから御蔵山の地が高度な文化的環境の中にあることがわかる。

浄妙寺跡

△**浄妙寺について：**木幡は、藤原道長や頼通を含む藤原氏の埋葬の地であった。浄妙寺は、藤原道長が寛弘 2 年（1005）に藤原氏の菩提を弔うために建立した寺である。寺地の選定には陰陽師の安倍晴明などがあたり、川の北方にある平地に定められた。建築工事には道長は頻繁に木幡に足を運んでいた。また造仏には康尚が、扁額と鐘銘の書は藤原行成と当時の第一の人物が担っており、道長の建立に対する意欲が並みでなかったことがわかる。

平安時代においては、浄妙寺は平等院とともに摂関家の重要寺院として位置づけられていたが、鎌倉時代に入ると寺の別当職が聖護院宮家に移り、徐々に衰退していった。室町時代の寛正 3 年（1462）一揆により放火され焼亡してしまう。

△ **浄妙寺の調査の経緯：**廃絶した浄妙寺の位置はその後わからなくなっていたが、木幡小学校の東にある墓地が、「ジョウメンジ墓」と通称されていたことなどから、そのあたりに浄妙寺があったと推測されていた。

1966 年に、木幡小学校の建設が決まったことを受けて、1967 年から実施された発掘調査および 1990（平成 2）年の校庭改修工事にともなう調査で、浄妙寺の本堂である法華三昧堂の全容が明らかになり、多宝塔と考えられる遺構を確認した。2003～2005（平成 15～17）年度にかけては、浄妙寺の史跡指定に向けた範囲確認調査が実施され、文献に書かれている川の跡や、北限が木幡小学校の敷地よりさらに北に広がることなどが確認された。

参考資料：宇治市公式ＨＰ、「浄妙寺跡発掘調査の概要」、宇治市歴史まちづくり推進課

松殿山荘

松殿山荘の地は今からおよそ 900 年前に関白藤原基房が松殿（ﾏﾂﾄﾞﾉ）という別業を営んでいたところである。1918 年に、流祖高谷宗範(ﾀｶﾔｿｳﾊﾝ)が当時広く行われていた小間の茶のみならず、茶道の起源である広間の茶、書院式の茶道を復興する目的でこの地を買い求め、十有余年の歳月をかけて建てたものである。またこの地は曹洞宗開山の道元禅師の誕生の地とも言われている。

当山荘の庭園と建築の設計は全て高谷宗範自ら行ったもので、書院には書院式の庭園を、小間の席には草庵式の庭をもち、それぞれに主景、借景となるように工夫されている。

現在は、財団法人松殿山荘茶道会が維持管理に当たっている。

参考資料：「松殿山荘」（パンフレット）

鴨長明方丈石（方丈跡）

「方丈記」の著者として知られる鴨長明は、1155 年（一説には 1153 年）下鴨神社（賀茂御祖神社）禰宜・鴨長継の次男としてに生まれ、幼少より学問や歌道に秀でていた。33 才で「千載和歌集」に一首が入選し、1205 年の「新古今和歌集」には和歌等十首が採録されている。しかし、50 歳で宮中の職を辞して出家し、洛北大原の里に隠遁した。その後 1211 年、54 歳で日野外山に移って草庵を結び、「方丈記」や「無名抄」を著し、1216 年 62 歳で死去した。

日野の法界寺の近くに鴨長明の方丈石への案内表示が所々にある。それに従って林の中の坂道を 10 分ほど歩くと高さ 3～5mの巨石が現れる。これが方丈石で、苔むした岩の上には明和 9 年（1772）に刻まれた「長明方丈石」の石標がある。鴨長明は、この巨石の上に方一丈（3 メートル強）の草庵を設けて「方丈記」を著したと伝えられ、またこの場所で死去したともいわれている。

法界寺

法界寺は京都市伏見区日野にある真言宗醍醐派別格本山の寺院。御蔵山からは徒歩 10 分ほどのところである。日野は、かつて山城国宇治郡日野と呼ばれており、日野家の領地であった。日野家は藤原北家の一族で、儒学や歌道をよくした。浄土真宗の開祖である親鸞は、承安 3 年（1173 年）に日野有範の子として、法界寺にて生まれたとされている。

藤原家宗が弘仁 13 年（822 年）、最澄自作の薬師小像を本尊として一族の氏寺を建て、その後、平安時代後期の永承 6 年（1051 年）、日野資業が薬師如来像を造り、上記薬師小像を胎内におさめ、それを安置する薬師堂を建てたのが法界寺の始まりとされている。その後、平安後期の阿弥陀信仰の高まりにともない、法界寺にも阿弥陀堂が建てられ、さらに観音堂、五大堂等多くの堂塔が建造されたが、現在は本堂と阿弥陀堂が残っているだけである。

薬師堂（本堂、重文）は、1904 年（明治 37 年）、奈良県斑鳩町竜田にあった伝燈寺の本堂を移築したもの。この建物はもともと室町時代、康正 2 年（1456 年）の建築である。本尊の秘仏・薬師如来立像（重文）は平安時代後期の作。高さ 88cm、桜材の寄木造。秘仏だったため、着衣に截金模様がよく残っている。胎内に小像を納めていることから、安産や授乳のご利益をもつ「乳薬師」として古くから信仰を集めている。脇侍として日光・月光菩薩（鎌倉時代の作）が同じ厨子に安置されている。本尊を安置する厨子の左右にはさらに 2 つの厨子があり、鎌倉時代の十二神将像（重文）が 6 体ずつ安置されている。

阿弥陀堂（国宝）は鎌倉時代初期の建築。承久 3 年（1221 年）の兵火で焼失後間もない頃の建立と推定される。典型的な阿弥陀堂建築で、平等院鳳凰堂と相前後して建てられた。軽妙温雅な外観をもつ。方五間（間口、奥行ともに柱間の数が 5 間）の身舎（ﾓﾔ）の周囲に 1 間の裳階（ﾓｺｼ）をめぐらした形で、屋根は宝形造（ピラミッド形）で檜皮葺きである。

身舎内部には本尊阿弥陀如来坐像（国宝）が安置されている。典型的な定朝形式の優れた仏像で、八角九重の蓮華座の上に飛天後背を背にして座る。本尊を囲むように四天柱（方形をなすように配置された 4 本の柱）が立つのみで間仕切りはない。四天柱の表面や、柱上の小壁には創建当時の絵画が残る。内陣には、阿弥陀如来を取り巻く長押の上の漆喰の壁間に天人壁画が描かれている。法隆寺金堂壁画が消失した後、完全なものとしては日本最古のものという。

法界寺では元旦より 14 日間本堂薬師堂において五穀豊穣・万民快楽・諸願成就を祈る修正会法会が厳修され、褌一つの裸で、水垢離をとった後阿弥陀堂広縁で裸体をもみ合いすり合い、両手を頭上高く拍ち合わせて「頂礼（ﾁｮｳﾗｲ）頂来」と連呼し、寒夜の空も届けとばかりに踊りつつ祈願を込める荘重な祭典が繰り広げられる。踊りに用いられた下帯の晒を、妊婦の腹帯として使用すると安産するという御利益があり、篤い信仰を集めている。

炭山工芸村

御蔵山から二尾木幡線に沿って林の中を東へ車で 10 分ほど走ると、山間の炭山工芸村の静かな景色が眼前に開ける。この地域一帯は、工芸・創作を生業とする人々が多く住まい、文化・芸術的な雰囲気に包まれている。

1969（昭和 44）年、協同組合炭山工芸村が宇治炭山の地に竣工、創業された。当時、新たな陶業地を求めていた京都市東山五条坂を中心とする陶工たちが、過疎化の進む炭山地区の村人との出合を期に、開拓精神で入村し、作陶活動を始め京焼の新たな窯業地として第一歩を踏みだしたのである。設立に当たって京都蜷川府政から指導援助がなされた。同組合はその後解散したが、その後、（協）京焼炭山、そして三番目の組合である（協）炭山陶芸がつくられた。炭山工芸村が開かれて約 50 年経つが、今では、約 40 軒の窯元が集まり、単に伝統を引き継ぐだけではなく、斬新な創意工夫を加えて個性豊かな作品を造り続けている。京焼・清水焼の伝統工芸士の称号をもつ作陶家も多い。今では炭山工芸村を始めた方々の次世代も多く活躍している。

また、ここでは、窯元を直接訪ねて見学したり、気に入った作品を購入する事もできる。また土ひねりや絵付等の陶芸体験もできる。

頼政道

1180（治承 4）年 4 月、後白河法皇の皇子・以仁王は諸国の源氏に平氏追討の令旨を発し蜂起を促した。しかし、5 月にそれが平清盛に察知されたので、以仁王は平氏政権の専横に反感する三井寺（園城寺）に入った。5 月 21 日に平氏は園城寺攻撃を決めるが、その夜、源頼政は一族を率いて園城寺に入り、以仁王と合流、平氏打倒の意思を明らかにした。しかし協力を仰いだ延暦寺が動かず、危険を感じた以仁王・頼政の軍勢は南都興福寺に向かって出発した。

夜間の行軍で以仁王が疲労して落馬し、途中の宇治平等院で休息を取った。26 日、そこへ平氏の大軍が攻め寄せた。頼政は以仁王を逃すべく平等院に籠って抵抗するが多勢に無勢で敵わず、辞世の句を残し自害した。享年 77 才。その場所は平等院に「扇の芝」として残されている。以仁王と頼政の挙兵は失敗したが、以仁王の令旨の効果は大きく、これを奉じて源頼朝・義仲をはじめとする諸国の源氏や大寺社が蜂起し、戦乱を経て平氏は滅びることになる。

頼政と以仁王が園城寺から宇治に到った道は、逢坂関と宇治を最短距離で結ぶ古道と伝えられ「頼政道」と言われている。「源平盛衰記」などから推し量ると、それは、逢坂から逢坂山の西側、神無の森（追分）、醍醐、法界寺に到る。そこから道なりに南へ行くと三差路に達する。ここから西へは木幡、東へは炭山へと通じるこの地点が「ひげの辻」で、困ぱいした頼政が自分の醜貌に気づいて髭を剃ったといわれている。そこから西へ木幡の里に入り道なりに南下すると、京都医療少年院の東側塀に沿って進んだ後、府道二尾木幡線の信号にさしかかる。その直近には頼政道バス停もある。そこをさらに南下して、宇治病院の近く弥陀次郎川に頼政橋がかかっている。

木幡宇治陵

平安遷都以降、藤原氏は広く宇治を墓所としていたが、次第に陵墓の地は木幡山の地に限定されていった。ここに葬られた人々は藤原氏の人々かその縁につながる皇族たちで、道長がこの墓地近くに浄妙寺を築いて以来、この地は北家藤原氏の子孫を中心とした墓所として大いに利用された。しかし頼道以降は藤原一門の分裂などもあって木幡の藤原氏の墓所も廃れていった。

現在宮内庁が管理している木幡宇治陵は 37 基に達する。いずれも木幡の丘陵地中腹の南側眺望がよいところにある（**図 9**）。明治になってから木幡宇治陵の 37 基については公室関係者 20 名の墓と定められた。これらの人々は藤原氏と何らかの繋がりをもつ人ばかりであるが、どれが誰の墓であるかははっきりしていない。宮内庁でも 1 号から 37 号までのブロックに分けて管理しているに過ぎない。伝承などからほぼ確かとして推察されているのは、第 35 号墳（京阪バス御園バス停の北約 100m）は藤原時平のものとされ、第 36 号墳（木幡神社のすぐ北）はおそらく藤原基経のものとされているだけであり、御蔵山の大谷幼稚園のすぐ南側の御陵（第 34 号墳）については不明である。

参考資料 :「宇治市史」第 1 巻、pp.433～437.

木幡と「万葉集」

「万葉集」では木幡は、〈木旗〉〈強田〉などと書かれている。木幡は、奈良から逢坂山へ通ずる要路であり、古くは宇治郡と紀伊郡とに広がる領域を指した。現在の地域に定まったのは、平安時代後半と考えられる。「万葉集」に「木幡」の名が出てくるうたを以下に見てみる。

「万葉集」第 148 番、「青旗（ｱｵﾊﾀ）の木幡（ｺﾊﾀ）の上をかよふとは目には見れども直（ﾀﾀﾞ）に逢はぬかも」。

この歌は倭大后（ﾔﾏﾄﾉﾋﾒﾐｺ）が夫の天智天皇の崩御に際して詠んだもので、この歌から推しはかると「木幡」は、生者の側から死の世界へとかろうじて繋がることのできる所であったであろうか。

「万葉集」2425 番、「山科の木幡の山を馬はあれど徒歩(ｶﾁ)より我が来し汝(ｹ)を思ひかねて」。

柿本人麻呂による相聞歌である。木幡は山の中として詠まれている。

次は長歌で、「木幡」という地名は出てこないが、木幡が奈良から逢坂山へ通ずる要路であることを示唆する歌である。

「万葉集」3236 番、長歌、「そらみつ 大和の国 あをによし 奈良山越えて 山背 (ﾔﾏｼﾛ) の 管木 (ﾂﾂｷ) の原 ちはやぶる 宇治の渡り 瀧つ屋の 阿後尼の原を 千年に 欠くることなく 万代に あり通はむと 山科の 石田の杜(ｲﾜﾀﾉﾓﾘ)の すめ神に 幣取り向けて 我れは越え行く 逢坂山を」

奈良山は奈良と京都の県境の山。「山背（ﾔﾏｼﾛ）の管木（ﾂﾂｷ）の原」は、京都山城の綴喜郡であろう。「すめ神」は皇室の祖先神。逢坂山は京都府と滋賀県の県境の山、「山科の石田の杜」は京都市伏見区石田町の社で、現在の石田にある武田病院のすぐ西側にある。＜大和の国の奈良山を越えて京都の筒木（綴喜）の原の宇治川を渡り、一度として欠けることなく、万代（ﾕﾛｽﾞﾖ）までも通い続けんと、京都は伏見の石田の杜の皇祖神にお供え物を手向け、私は逢坂山を越えて行く＞という歌で、この歌から、木幡は奈良から逢坂山に到る要路であることがわかる。奈良から逢坂山までの行路で石田の杜を通過する道はどこか、今は残ってないのか気になるところである。

石田の杜から現在の京都外環状線を渡って東へ200～300m行くと、大きな石造の燈台があり、そこで道路はT字路をなす。そのT字路を南に行くと、木幡地区に入り御園、陣の内、正中の東境をへて、また木幡小学校（浄妙寺跡）のすぐ西を通り、最後に府道に合流する。この道は「三十番神街道」の名で呼ばれてきた道路で、古代以来の古道と言う説もあるようであるが確かではないようである。

参考資料： (1)宇治市史5巻、p.424、 (2)帆足正規、「つれづれ万葉集」

御蔵山聖天

御蔵山は「御林山」とも呼ばれ、近世では幕府の直轄するところであり、朝廷や幕府関係者の普請用材が出されていた。御蔵山の名称は、御蔵入地の山という性格が地名の因になったものと言われている。この山の麓には、藤原貴族一門の墓である古墳（宇治陵）があり、また木幡小学校のあたりには藤原一族一門の菩提寺である「浄妙寺」があった。かっては全山松林に覆われた丘陵であったが、最近、ほとんどが住宅地として開発された。

御蔵山の山頂にある天台宗宝壽寺は御蔵山聖天の名で知られている。本堂に安置されている本尊の宝壽寺歓喜天像は比叡山西塔樹王院より移されたもの。宝壽寺の至宝木造菩薩形座像は宇治市指定文化財で、寺の開創にあたり滋賀県の金勝寺塔頭の金龍寺より移された。

宝壽寺に入ろうとすると最初に鳥居の特異な形におどろく。上部が三角形になっており、山王鳥居と言われる。お寺に鳥居があるのは一見妙であるが、神仏混合思想を表している。

本堂裏手の墓地に立つ石灯籠は開運塔と呼ばれ、金沢のともろ石で造られ、加藤清正が朝鮮から持ち帰った石灯籠(金沢の兼六園にある)を前田公が模して造らせたという。

参考資料：御蔵山聖天パンフレット

日野誕生院

1173年、浄土真宗の開祖親鸞は日野の里に生まれた。この地は代々藤原北家の一流である日野氏の所領で、法界寺の阿弥陀堂には定朝作と言われる阿弥陀如来像が安置されているなど、浄土信仰の篤い雰囲気のもとにあった。親鸞はこの様な土地に生まれ育った。

1828年、親鸞聖人生誕の地を顕彰してここに堂宇が建てられた。これが日野誕生院のはじまりである。その後1928年に大改造が加えられ、現在に至っている。堂宇の建築様式は平安時代初期の手法によっている。

参考資料：日野誕生院パンフレット

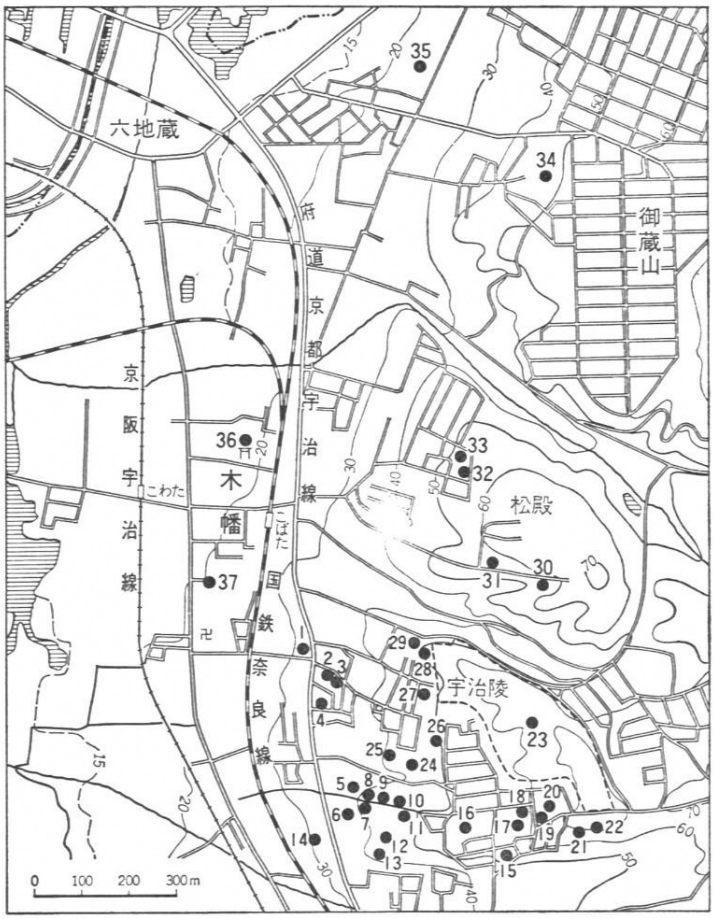

図 9 木幡宇治陵の分布図
（宇治市史第 1 巻，p.434）

謝辞

「南御蔵山地区まちづくり計画・資料編」を作成するにあたり，多くの方々からご教示・ご助言ならびに資料提供をいただきました。とりわけ、宇治市都市計画課まちづくり支援係ならびに宇治市図書館からは多大のご援助をいただきました。これらの方々のご支援に対して深甚の謝意を表します。

また「資料 3」と「資料 4」については南御蔵山自治会ならびにまちづくり協議会が過去にまとめた資料に依拠しました。貴重な資料を作成し残された先輩役員に感謝と敬意を表します。

南御蔵山地区まちづくり計画
資 料 編

2020 年 11 月 13 日発行

編纂　南御蔵山地区まちづくり協議会役員
新井俊夫・伊佐清美・宇民正・大谷正憲・
粂田弘子・佐野康夫・星野高志郎・星野良子
(50 音順)